

「東京都教育ビジョン（第4次）（案）」骨子

目次

第1章 基本的な考え方

1 「東京都教育ビジョン」とは	1
2 「東京都教育ビジョン」策定の社会的背景	1
3 点検・評価との関わり	3
4 第3期教育振興基本計画の考え方	4
5 東京都教育施策大綱の概要	4
6 次代を担う東京の子供の姿	5
7 東京都教育ビジョン（第4次）の体系	6
8 東京都教育施策大綱との関連	8

第2章 「基本的な方針」と「今後5か年の施策展開の方向性」

1 基本的な方針1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	9
(1) 施策展開の方向性① きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る。	
(2) 施策展開の方向性② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。	
2 基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育	12
(1) 施策展開の方向性③ 我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進する。	
(2) 施策展開の方向性④ 科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進する。	
(3) 施策展開の方向性⑤ 高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進する。	
3 基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	15
(1) 施策展開の方向性⑥ 生きた英語を身に付け、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進する。	
(2) 施策展開の方向性⑦ 我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進する。	
(3) 施策展開の方向性⑧ 文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進する。	
4 基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育	19
(1) 施策展開の方向性⑨ 自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実する。	
(2) 施策展開の方向性⑩ 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実する。	
(3) 施策展開の方向性⑪ 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築する。	

5 基本的な方針 5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育・・・24

- (1) 施策展開の方向性⑫ 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実する。
- (2) 施策展開の方向性⑬ 生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実する。
- (3) 施策展開の方向性⑭ いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進する。

6 基本的な方針 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育・・・27

- (1) 施策展開の方向性⑮ 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進する。
- (2) 施策展開の方向性⑯ 健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進する。
- (3) 施策展開の方向性⑰ 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進する。

7 基本的な方針 7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育・・・31

- (1) 施策展開の方向性⑱ 東京2020大会、さらにその先に社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進する。

8 基本的な方針 8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」・・・34

- (1) 施策展開の方向性⑲ 次代を担う社会的に自立した人間を育成する。
- (2) 施策展開の方向性⑳ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進する。
- (3) 施策展開の方向性㉑ 質の高い教育を支えるための環境を整備する。

9 基本的な方針 9 これからの教育を担う優れた教員の育成・・・39

- (1) 施策展開の方向性㉒ 優れた教員志望者を養成・確保する。
- (2) 施策展開の方向性㉓ 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図る。
- (3) 施策展開の方向性㉔ 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成する。

10 基本的な方針 10 教育の質を向上する「働き方改革」・・・43

- (1) 施策展開の方向性㉕ 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備する。
- (2) 施策展開の方向性㉖ 多角的に学校を支援する新たな体制を構築する。

11 基本的な方針 11 質の高い教育を支える環境の整備・・・45

- (1) 施策展開の方向性㉗ 教員一人一人の健康保持の実現を図る。
- (2) 施策展開の方向性㉘ 質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備する。

12 基本的な方針 12 家庭・地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動・・・48

- (1) 施策展開の方向性㉙ 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進する。
- (2) 施策展開の方向性㉚ 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進する。
- (3) 関連する施策展開

第1章 基本的な考え方

1 「東京都教育ビジョン」とは

- この「東京都教育ビジョン（第4次）」は、平成31年（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項）として策定
- このビジョンを都内公立学校の教職員をはじめとする全ての教育関係者の“羅針盤”として、目指すべき方向性を共有していくことが不可欠
- 本ビジョンの下に、学校と家庭、地域・社会の英知を結集し、子供たちのために一体となって様々な取組や実践を展開

【これまでの主な経緯】

年	東京都教育ビジョン	東京都（国）
平成16年	「東京都教育ビジョン」策定	
平成18年		（教育基本法 改定）
平成20年	「東京都教育ビジョン（第2次）」策定	（教育振興基本計画 策定）
平成23年		「2020年の東京」策定
平成25年	「東京都教育ビジョン（第3次）」策定	（第二期教育振興基本計画 策定）
平成26年		「東京都長期ビジョン」策定
平成27年		「東京都教育施策大綱」策定
平成28年	「東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）」策定	「2020年に向けた実行プラン」策定
平成29年		「東京都教育施策大綱」策定

2 「東京都教育ビジョン」策定の社会的背景

（1）情報技術の急速な発展

- 現在の情報化社会は、コンピュータやインターネット、人工知能（AI）や Internet of Things（IoT）といったICTの発達により、時間や空間の制約を乗り越え、日々、様々なサービスを創出
- 日本では既にインターネットの利用者数も1億人を上回り、人口普及率も増加
- 情報化の進展により、人々の生活の利便性を向上させ、人間の労働を軽減する一方で、近い将来、多くの仕事はAIなどで代替されるのではないかと予測
- AIが普及する近未来の社会を見据え、今後必要とされるスキルの習得を通じた人

材の育成が重要

(2) 超高齢社会の到来

- 東京都の人口は、平成 37 (2025) 年をピークに減少傾向になると予測
- 一方で、東京都では高齢化が加速し、平成 42 (2030) 年には約 4 人に 1 人が高齢者となる超高齢社会に突入
- 子供たちが活躍する将来の社会は、労働力が不足するとともに、社会保障費は急増
- 全ての子供たちに社会の形成者としての自覚をもち、自らのキャリアを力強く歩んでいく力を育むことが必要

(3) 国際化の進展

- 東京都に在住している外国人は増加傾向
- 東京都の総人口が 20 年前と比較して約 15% 増加している中で、外国人人口は 20 年前と比較して約 70% 増加
- 東京都は、外国人人口と総人口に占める外国人の割合は全国で最多
- 東京都を訪れた外国人旅行者数は、増加傾向
- 子供たちが、自分たちの学校や地域で外国人と接することが珍しくない環境にあり、将来は、世界で様々な国の人と共に働き、共に生活する時代
- 子供たちには、外国人と良好な人間関係やコミュニケーションを築くために必要な力を育成していくことが不可欠

(4) 就業・就労状況の変化

- 東京都の労働力人口に占める 34 歳以下の割合が近年低下
- 完全失業率は、緩やかに減少傾向にはあるものの、全国平均より高い水準であり、長年高止まりの状況
- 離職する若者の人数は多く、新規学卒者の 3～4 割が 3 年以内に離職
- 東京都における女性の就業者数と就業率は増加傾向
- 東京都の民間企業における障害者雇用数も年々増加
- 子供たちには、自らのキャリアに見通しをもち、主体的に社会へ参画する意欲と態度を育成していくことが必要

(5) 経済と産業の変化

- 世界の名目 GDP (国内総生産) は、過去約 30 年間で増加
- 日本の名目 GDP は、減少傾向
- 東京都の都内総生産額は、一つの国と言えるほどの経済規模
- 製造業はサービス業に次ぐ日本経済を支える大きな産業であり、「2016 年版ものづくり白書」によると、日本の製造業の業績は回復傾向

- 機械的な構造をもった製品（事務機械、自動車、工作機械など）は、製造工程が複雑なため、日本の競争力を維持できるが、楽観視できない状況
- 次代を担う子供たちには、ものづくりのスキルと、新しいビジネスモデルを創造し、東京・日本の経済を発展させることができる力を育成することが必要

3 点検・評価との関わり

- 平成 25 年 4 月に「東京都教育ビジョン（第 3 次）」が策定されてから約 6 年が経過
- この間、「東京都教育ビジョン（第 3 次）」、「東京都教育ビジョン（第 3 次・一部改定）」及び「東京都教育施策大綱」が策定されるとともに、東京 2020 大会の開催決定、学習指導要領の改訂など、教育を取り巻く状況に様々な変化
- 「東京都教育ビジョン（第 4 次）」の策定に当たっては、毎年度実施してきた事務事業に関わる「点検・評価」なども参考に、これまでの取組を総括
- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条に規定されている点検・評価における、外部有識者からの主な意見
 - ・ 東京都教育委員会が、「東京都教育ビジョン（第 3 次）」に基づき実施された事務事業について、総合的・体系的に取り組むべき教育の主要施策とその方向性を踏まえ、その実現に向けて取り組み、着実に成果を上げていることは高く評価
 - ・ アジアにおいても注目度の高い「知」「徳」「体」を中心に、学校、家庭、地域・社会に関連する項目を網羅し、学校教育が目指す目標を多角的に評価することができている点は評価
 - ・ 学力向上に関する施策について、小学校・中学校・高等学校における基礎学力の定着の施策と外部人材の活用による取組は、それぞれを関連付けることによって互いに効果
 - ・ 教員が児童・生徒の教育指導に専念できる職場環境を整備するための対策、とりわけ時間外勤務の縮減方策を検討すべき
 - ・ 教育の問題等は、都教育委員会、区市町村教育委員会、学校あるいは教員のみで解決しようとするのではなく、社会全体で解決していくことが不可欠

4 第3期教育振興基本計画の考え方

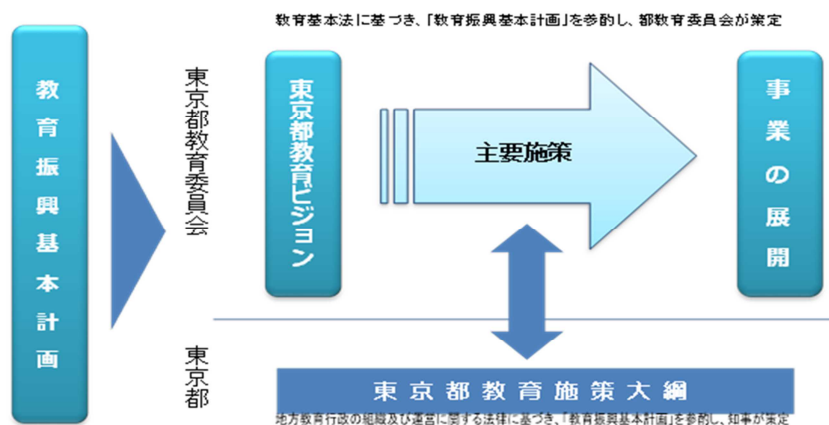
- 国は、広く国民の間で教育施策の効果や必要性に対する理解を共有し、社会全体で教育改革を進めるため、平成30年度に「第3期教育振興基本計画」を策定
- その基本的な考え方を参酌し、東京都の教育施策を展開していくことが重要

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

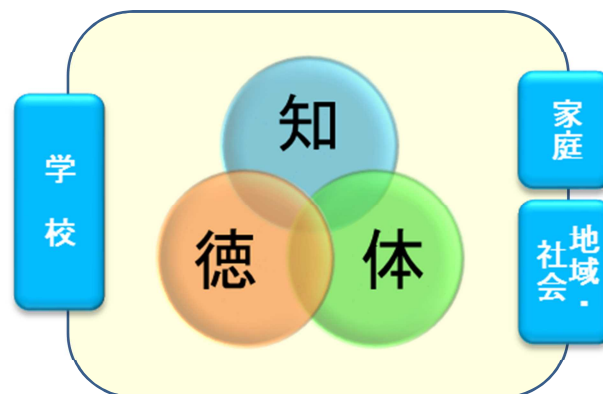
5 東京都教育施策大綱の概要

- 「東京都教育施策大綱」は、東京都のこれからの教育の基本的な方向性を示すものとして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、知事が策定
- 東京の将来像とそれに伴う目指すべき子供たちの姿を掲げ、その実現に向けて特に優先的に取り組むべき8事項を提示
 - I 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現
 - II 新しい価値を創造する力を育む教育の推進
 - III 世界で活躍できる人材の育成
 - IV 社会的自立に必要な力を育む教育の推進
 - V 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実
 - VI 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現
 - VII オリンピック・パラリンピック教育の推進
 - VIII 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化
- 「東京都教育施策大綱」に示された事項の実現を図るために、「東京都教育ビジョン(第4次)」において施策展開の方向性を提示

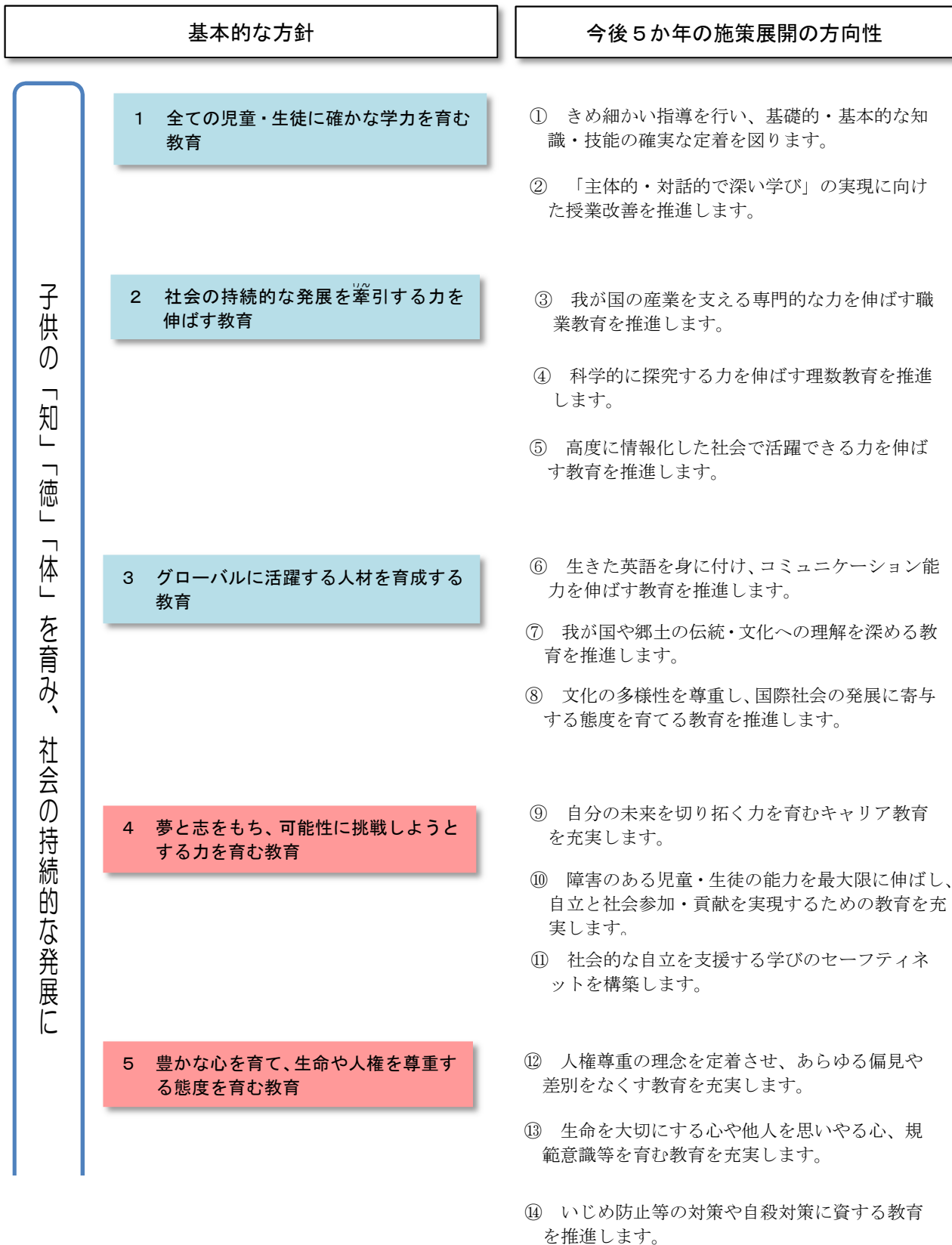


6 次代を担う東京の子供の姿

- 次代を担う東京の子供たちには、情報化や国際化など急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく力が必要
- そのため、全ての子供たちに基礎的・基本的な力を確実に育成することが重要
- 社会を牽引する専門的な力を育む教育も必要
- これらの教育を通して、生涯にわたって自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、より良く問題を解決する資質や能力を育成
- 子供の「知」「徳」「体」をバランス良く育むことで、生涯にわたり学び続け、社会の持続的な発展に貢献する力を培っていくことが不可欠
- これからは、今まで以上に学校と家庭、地域・社会が相互に連携・協力して、子供を育てていくことが必要



7 東京都教育ビジョン（第4次）の体系



子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に

基本的な方針

今後5か年の施策展開の方向性

貢献する力を培う。

6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

⑮ 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します。

⑯ 健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します。

⑰ 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します。

7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

⑱ 東京2020大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します。

8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」

⑲ 次代を担う社会的に自立した人間を育成します。

⑳ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します。

㉑ 質の高い教育を支えるための環境を整備します。

9 これからの教育を担う優れた教員の育成

㉒ 優れた教員志望者を養成・確保します。

㉓ 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります。

㉔ 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します。

10 教育の質を向上する「働き方改革」

㉕ 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します。

㉖ 多角的に学校を支援する新たな体制を構築します。

11 質の高い教育を支える環境の整備

㉗ 教員一人一人の健康保持の実現を図ります。

㉘ 質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します。

12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動

㉙ 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します。

㉚ 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します。

学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。

8 東京都教育施策大綱との関連

- 「東京都教育ビジョン（第4次）」と「東京都教育施策大綱」は、東京都が目指すこれからの教育の基本的な方向性を共有し、より実行力のある施策を展開

東京都教育ビジョン（第4次） （東京都教育委員会 策定）		東京都教育施策大綱 （東京都知事 策定）
基本的な方針		教育施策における重要事項
子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培う。	1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	I 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現 VI 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現
	2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育	II 新しい価値を創造する力を育む教育の推進
	3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	III 世界で活躍できる人材の育成
	4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育	IV 社会的自立に必要な力を育む教育の推進 VI 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現
	5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	V 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実
	6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	I 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現
	7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育	VII オリンピック・パラリンピック教育の推進
学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。	8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」	II 新しい価値を創造する力を育む教育の推進 VIII 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化
	9 これからの教育を担う優れた教員の育成	
	10 教育の質を向上する「働き方改革」	
	11 質の高い教育を支える環境の整備	
	12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動	

第2章 「基本的な方針」と「今後5か年の施策展開の方向性」

1 基本的な方針1 「全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育」

<現状と課題>

- 東京都教育委員会が実施している「児童・生徒の学力向上を図るための調査」などの結果から、小学生・中学生とも基礎的・基本的な知識等については概ね定着
- 文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」では、東京都の小学校・中学校は全国平均正答率を上回っており、小・中学校ともに、その状況を概ね維持
- 平成28年度実施の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」によると、学校において「思考力・判断力・表現力等を育むための言語活動の充実を図っていますか。」との質問に「(言語活動を)行った」と回答した学校の児童・生徒の平均正答率が高い傾向
- 平成28年度実施の「都立高校生意識調査」では、「中学校までの学習で苦手科目があり、高校での勉強についていけないと感じることがありますか」との質問に、「ある」と回答した高校生の割合は約65%
- このような現状を踏まえ、今後とも、全ての児童・生徒に基礎・基本を確実に習得させるため、授業の一層の工夫・改善を図るとともに、放課後や家庭など授業以外の場における学習支援を充実させることが重要

(1) 今後5か年の施策展開の方向性①

「きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る。」

【施策の必要性】

- 児童・生徒に、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、主体的に学習できる力を育成するためには、教員が一人一人の学習における課題を把握するとともに、個に応じた指導や習熟度別指導などきめ細かく指導を行うことが重要
- 特別支援学校では、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、もてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことで、基礎的な学力を伸ばしていくことが必要
- 児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るための基盤を整備するとともに、区市町村教育委員会に対し、児童・生徒の学力向上に向けた支援を行うことが必要
- 就学前教育¹の質の向上を図るとともに、就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図る取組を推進することが必要
- 高等学校においては、個に応じた学習を実施するなど、高校生に求められる基礎学力の確実な定着とその一層の向上を図るための取組が必要

【主な施策展開】

- 小学校・中学校における基礎学力の定着
 - ・ 有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表などからの意見の聴取や検討・協議などを

通じて、東京都教育委員会と区市町村教育委員会とが連携

- ・ 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を実施し、児童・生徒の学力の定着状況を把握・分析し授業改善を推進
- 就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための取組の推進
 - ・ 幼稚園5歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程を研究・開発するとともに、教育課程の実践及び効果を検証
- 高等学校における学力の確実な定着
 - ・ 生徒一人一人の学力の確実な定着を図るため、「都立高校学力スタンダード²」に基づく学習指導を引き続き実施
 - ・ 「読解力」をはじめとした学びの基盤となる力を全ての生徒が身に付けることができるよう調査研究し、つまずきの原因を分析するとともに教育プログラムを開発
 - ・ 義務教育段階の学力の定着が十分ではない生徒には、学び直し学習や自習を実施するとともに、明確な目標をもち、進路実現に努力できるよう支援
- 通信制高等学校におけるサポート体制の充実
 - ・ 時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながら eラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、ICTを活用した学習環境を整備
 - ・ 人とつながることができる居場所を設け、生徒同士の交流等の機会を提供
- 特別支援学校における準ずる教育課程³の教育内容・方法の充実
 - ・ 各学力調査等の結果を、個別指導計画⁴に反映させるなど、児童・生徒個々の能力を効果的に伸ばさせるための指導を工夫するとともに、実施状況を適切に評価
 - ・ 障害種別や学年等の発達段階、一人一人の障害に応じた端末配備の在り方の検討を進め、学習環境の改善・整備を図るとともに、効果的なICT機器の活用事例を全都に普及
- 小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の充実
 - ・ 通常の学級等で、アセスメントの結果を踏まえた支援を充実し、分かりやすい授業、過ごしやすい教室の整備、活動しやすい学級風土づくりを促進
 - ・ 高等学校では、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、効果的な方法等について研究・開発
- 島しょにおける教育活動の充実
 - ・ インターネット環境を整備し、島外の高等学校との交流や大学・企業等と連携した教育活動などを促進
 - ・ 学校内でweb会議システム等を導入することにより大学、企業等との連携を促進しやすい環境を整備
- 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実
 - ・ 地域の高齢者など多様な地域人材を積極的に活用し、児童・生徒に魅力的で多彩な学びを提供するため、地域コーディネーター⁵等を対象とした研修を実施するとともに、先進的な活動事例の情報を収集
 - ・ 中学生等の学習習慣の確立や学力の定着を図ることを目的とする取組を支援し、児童・生徒への学習の機会を充実するとともに、進学を目的とする放課後等の学習を支援
 - ・ 高等学校において、外部人材等を活用した放課後等の学習を支援

(2) 今後5か年の施策展開の方向性②

『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善を推進する。」

【施策の必要性】

- これからの変化の激しい時代を生き抜き、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成するには、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力及び主体的に学習に取り組む態度を育むことが不可欠
- 社会が直面する様々な変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、児童・生徒が自ら考えることが必要
- 児童・生徒にこうした資質・能力を育成していくためには、アクティブ・ラーニング⁶の視点に基づく「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が重要

【主な施策展開】

- 課題の解決に向けた実践力を育成する教育の推進
 - ・ 自然環境など地球規模等の諸課題について、児童・生徒一人一人が自らの課題として考え、解決していくための能力や態度を育成
 - ・ 持続可能な開発目標（SDGs）⁷に関連した課題等について、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や教科等横断的な授業実践、外部人材や地域資源の活用に取り組み、その成果を都内全公立学校へ普及・啓発
- 授業改善に資する研究・研修の推進
 - ・ 「主体的・対話的で深い学び」を実現するための効果的な指導方法の開発に向け、実践的な研究・研修を推進
 - ・ 教員の指導力向上に資するため、主体的な研究活動等を行っている教科等の研究団体を認定し、その活動を支援
- 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進
 - ・ 生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付けられるよう、学校教育における質の高い学びの実現を目指し、主体的・協働的に学ぶ学習方法を開発
 - ・ 探究的な学習を通じて、物事の本質を見極めようとする力やより良い社会を形成する資質・能力を育成する効果的な学習内容、学習方法を研究・開発

¹幼稚園、保育所、認定こども園等における小学校就学前の子供に対する教育

²明確な目標に基づいた指導と事後の評価を繰り返すことにより、生徒の学力を正確に把握し、授業改善と生徒の学力向上に向け、校内で組織的・効果的な指導を行うため、「基礎」「応用」「発展」の段階別に示した学習目標

³学校教育法第72条に「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする」と規定されている「準ずる教育を施す」ための教育課程

⁴幼児・児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を設定した指導計画

⁵地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくため、地域や学校の実情に応じた諸活動の企画・立案や、地域住民、団体・機関等との連絡・調整などを担う地域人材

⁶教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、児童・生徒の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称

⁷2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標

2 基本的な方針2 「社会の持続的な発展を^{けん}牽引する力を伸ばす教育」

<現状と課題>

- 東京都が実施した創業50年目以上の企業に関する実態調査では、技術・技能職員の人材の質（能力）や量（人数）の状況について、約43%の企業が「質・量ともに不十分」、27%の企業が「質が不十分」と回答
- 高等学校では、普通科と比較して、積極的に工業科を志望する生徒の割合が低く、中途退学率も高いといった課題
- 大学（学部）の入学者数をみると、大学全体の入学者数は増えている中、理学、工学、農学の、いわゆる「自然科学系」の学生が減少傾向
- 経済や経営、法律、政治などの社会科学系の学部の入学者数も減少傾向
- 科学分野への助成を担当する全米科学財団（NSF）が、各国の科学技術力を分析するためにまとめている報告書によると、科学技術の研究論文数で日本の順位は後退
- 今後は、これからの東京・日本の発展を支え、様々な産業を^{けん}牽引できる人材を育成していくことが急務

（1）今後5か年の施策展開の方向性③

「我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進する。」

【施策の必要性】

- 職業生活に必要な専門的知識や技術・技能の基礎・基本を身に付けることを目的とする職業教育の意義は重要
- これまで、高等学校は職業教育を通じて、技術者、事務従事者などを中心に、東京のみならず我が国の産業経済の発展を担う、多くの人材を輩出
- いわゆる座学だけでなく、実験・実習に多くの授業時間を充て、望ましい勤労観・職業観を育成
- 近年、AIの普及などにより、我が国の産業構造は大きく変化し、それぞれの職業において必要とされる能力が高度化
- 安全・安心な農産物へのニーズが世界的に高まり、適切に工程管理された農業経営も不可欠
- このような状況の中、産業社会の進展に対応した最新の知識や技術を身に付け、我が国の産業社会を支える人材を育成することが必要

【主な施策展開】

- 都市型農業教育において東京の食を支える人材の育成
 - ・ 農業系高等学校において、生産工程管理に関する実践の機会を拡充し、GAP¹に関する認証を取得することで、食の安全に寄与する人材を育成
- ものづくりへの興味・関心を高める教育の推進
 - ・ 中学校で学習した内容と、高等学校の工業科で学習する専門科目の内容との間のギャップを埋め、円滑に高等学校段階の学習活動に取り組むことができるようにするとともに、熟練技術者による高度な技術の実演や最先端の技術を有するものづくり企業への訪問を実現

- 東京の匠の技術を守り育てていく人材の育成
 - ・ 産業高等学校において、東京の様々な「伝統的な工芸品」や「匠の技」の付加価値創出やブランディングについて学ぶ機会を設定
- ビジネスを実地に学ぶ新たな商業教育の推進
 - ・ 実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図ることを目的として、「商業教育コンソーシアム東京²」の支援を受けながら、副教材「東京のビジネス」の活用方法や、企業や地域と連携した学校設定科目「ビジネスアイデア」の効果的な指導方法を開発

(2) 今後5か年の施策展開の方向性④

「科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進する。」

【施策の必要性】

- 東京都教育委員会が実施している「児童・生徒の学力向上を図るための調査（平成30年度）」によると、「理科の授業で学習したことは、普段の生活で役立つと思いますか。」との質問に「そう思う」と回答した児童の割合が46.4%、中学校の生徒の割合は20.7%
- 同調査で、「将来、理科や算数（数学）、科学技術に関係する仕事に就きたいと思いますか。」との質問には、「就きたい」と回答した児童の割合が18.1%、中学校の生徒の割合は10.4%
- 科学技術の分野で我が国が世界をリードしていくためには、児童・生徒の理科や数学等への関心を高め、理数好きの児童・生徒の裾野を拡大するとともに、科学技術の土台となる理数教育の一層の充実が必要

【主な施策展開】

- 小学校・中学校における理数教育の推進
 - ・ 小学生の理科・算数等に関わる資質・能力を高めるため、自ら設定したテーマについて深く研究した成果を展示・発表する機会を設定
 - ・ 中学生の理科・数学等に関わる資質・能力の伸長を図るため、専門家から指導を受ける機会や、理科・数学の能力を競い合う機会を提供
- 高等学校における理数教育の充実
 - ・ 理科と数学の知識や技能を総合的に活用した探究活動を中核とした指導方法などを研究開発し、課題を解決する力や新たな価値を創造する力を育成
 - ・ 理数に興味をもつ生徒の裾野を拡大するために、大学等の研究施設での高度な研究活動、先端施設の見学、研究者の講義を受講する機会を提供
 - ・ 生徒の多様な進学ニーズに対応するため、医学部への進学を希望する生徒同士で互いに切磋琢磨し支え合うチームを活用し、高い志をもって、将来、医師として社会に貢献できる人材を育成
- 高大連携の推進
 - ・ 大学が数多く所在する東京都の地の利を生かし、様々な分野に特色・強みをもつ各大学との連携を推進
 - ・ 首都大学東京との包括連携協定に基づき、最先端の科学や技術を学ぶなど、大学の教育力・研究力を活用

- ・ 東京農工大学との連携により、世界の第一線で活躍する研究者としての素養を高等学校から大学・大学院まで継続的に育成するプログラムを開発

(3) 今後5か年の施策展開の方向性⑤

「高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進する。」

【施策の必要性】

- 人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた「超スマート社会」の到来に伴い創出される新たなサービスやビジネスによって、生活の利便性は向上
- 変化の激しい時代において、高度に情報化した社会で活躍できる人材の育成が必要

【主な施策展開】

- プログラミング教育の推進
 - ・ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を推進
 - ・ 企業等との効果的な連携を促進させ、学習指導要領のねらいに即したプログラミング教育を推進
- 都立学校における「スマートスクール構想³」の推進
 - ・ タブレット端末やスマートフォンなどの情報端末を活用し、生徒が自ら必要な情報を集めて課題を解決する、コミュニケーションを通じた学び合いを実現する、自分の学力や興味・関心に応じた問題に繰り返し取り組むなど、多様な学習を実現
 - ・ AI等を活用して、各学校が有する生徒の状況に関する情報や知見を組み合わせ、生徒一人一人の状況に応じ最適化された学びを実現
- 情報活用能力等を兼ね備え、新たな時代を牽引する理数系人材の育成
 - ・ 高等学校に、理数に関する学科の設置を検討し、幅広い理数系分野の素養と、それを基盤とした高度な情報活用能力等を兼ね備えた人材を育成

¹ (Good Agricultural Practice) 農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組

² 商業系高等学校の生徒がビジネスを実地に学べる機会を拡充するために、平成30年7月に東京都教育委員会が設置した企業や地域社会と共同し必要な授業支援を行う組織

³ 児童・生徒や教職員が教室、家庭等で授業や自己学習に利用する「授業・学習系システム」と教職員が職員室等で出欠管理や成績評価等に利用する「校務系システム」との間の安全かつ効率的な情報連携と、当該連携により生成されるデータの効果的な活用を実現するシステム（スマートスクール・プラットフォーム）を構築する構想

3 基本的な方針 3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

<現状と課題>

- 日本から海外への留学者数全体の推移を見ると、平成 16（2004）年をピークに減少
- 高校生については、留学をしたいと思う生徒は 33.1%、そう思わない生徒は 43.0%
- 留学を希望しない理由としては「留学に興味をひかれない」が 39.5%、「能力に自信がない」が 32.9%
- 東京には外国人が約 45 万人暮らしているほか、日本を訪れる外国人の数は増加傾向
- 平成 29 年度の東京都の公立学校では、中学校第 3 学年で英検 3 級程度以上の取得率が 51.6%、高等学校第 3 学年で英検準 2 級程度以上の取得率が 38.3%となっており、より一層の英語力の育成が必要
- 日本の伝統・文化について深く学び、発信する力を養うことも必要

（1）今後 5 か年の施策展開の方向性⑥

「生きた英語を身に付け、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進する。」

【施策の必要性】

- 児童・生徒がグローバル社会でたくましく生き抜いていけるようにするためには、英語力を身に付け、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、自らの考えや意見を論理的に説明することができる能力等を育成することが重要
- 東京都教育委員会は、「東京グローバル人材育成計画'20（Tokyo Global STAGE '20）¹⁾」を策定
- 今後は、この計画を踏まえてグローバル人材の育成を着実に推進していくことが必要

【主な施策展開】

- 小学校における英語教育の充実
 - ・ 小学校の英語が教科となることに対応するため、英語の専科指導教員の配置など、指導体制を整備
 - ・ 教員採用候補者選考において、小学校全科（英語コース）の選考を実施し、英語の 4 技能に優れた専門性の高い教員を確保
- 中学校における英語教育の充実
 - ・ 中学校英語において効果的な少人数・習熟度別指導を推進するとともに、面接、スピーチ、エッセイ等によりパフォーマンス評価²⁾を開発・普及
 - ・ 中学校第 3 学年の全生徒を対象として、英語「話すこと」の評価を行うスピーキングテストを導入し、都立高等学校入学者選抜等に活用することを検討
 - ・ 英語「話すこと」の技能育成を強化するための教材等を開発
- 高等学校における英語教育の充実
 - ・ 全ての高等学校及び中等教育学校（後期課程）に J E T プログラム³⁾による外国人指導者を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流など、英語を使う機会を設定

- ・ オンライン英会話をはじめとする ICT を活用した授業の実施や、外部検定試験の受験に向けて支援
- 学校外における英語に触れる環境の充実
 - ・ 英語学習の意欲向上のきっかけづくりとなる体験的で実践的な学習を行う場として、「TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG)⁴⁾」の活用を促進

(2) 今後5か年の施策展開の方向性⑦

「我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進する。」

【施策の必要性】

- グローバルな社会の中では、異なる国や地域の伝統・文化等を尊重しつつ、世界各国の人々と交流し、積極的にコミュニケーションを図る機会が増加
- 日本や東京の良さを十分に理解し、発信できる力を育成することが必要
- 児童・生徒と外国人との様々な交流の機会を設け、日本の文化を紹介したり、外国の文化に触れたりする体験等が大切
- 各学校において、我が国や地域の歴史、伝統・文化等についての理解を深め、それらを尊重する態度を身に付ける指導の充実が必要

【主な施策展開】

- 国際社会に生きる人材の育成
 - ・ 都内の全公立学校で実施している「東京都オリンピック・パラリンピック教育⁵⁾」において、我が国の伝統や文化とその価値に対する理解を促進
 - ・ 東京都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」の活用により、日本及び東京の伝統・文化、歴史等を理解するとともに、その魅力を英語で発信できる力を育成する取組を推進
 - ・ 本物の伝統芸能に親しむことを通して、我が国の伝統・文化に対する理解を深め、その内容を他者に発信していく力を育成
- 優れた芸術文化に対する理解の促進
 - ・ 東京都の文化プログラムの活用などにより、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」の充実を図るとともに、優れた芸術文化が芸術・文化を鑑賞・体験する取組を促進
 - ・ 第46回全国高等学校総合文化祭東京大会に向け、高等学校の文化部活動を充実
- 高等学校における日本史の必修化の推進
 - ・ 東京都独自の日本史科目「江戸から東京へ⁶⁾」の実践をより充実させることにより、我が国の国土や歴史に対する理解を深め、他国の多様な文化を尊重し、大切にすることを育成
- 特別支援学校における文化部活動の推進
 - ・ 音楽や美術の専門家、演劇の演出家、茶道や華道の専門家等を招へいするなどして、文化部活動を充実
 - ・ 児童・生徒の日頃の文化芸術活動の成果を発表する取組を充実

(3) 今後5か年の施策展開の方向性⑧

「文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進する。」

【施策の必要性】

- 現在、世界中に見られる様々な課題を解決するために、異なる文化との共存や国際協力が不可欠
- 世界を舞台に活躍できる次世代のリーダーを輩出するため、海外への留学支援等を推進することが必要
- 海外留学生の受入れについても拡大することが必要
- 海外留学生の受入れに当たり、各都立学校の状況に応じた受入時期や規模の設定、ホームステイの在り方についての検討や、情報発信が重要

【主な施策展開】

- 国際交流の推進
 - ・ 都立学校において、覚書を締結した海外教育機関等や、姉妹校などとの交流を拡充
 - ・ 日本や東京の魅力を体感してもらうため、都立学校への留学生の受入れを拡充
 - ・ 都内全ての公立学校を対象に、交流が可能な海外の学校等の一元化した情報の提供や、国際交流に関する相談対応などのニーズに応じたきめ細かな支援を実施
- 高校生の留学・海外大学進学への支援
 - ・ 引き続き、高等学校の生徒を対象にして海外で通用する英語力、世界に飛び出すチャレンジ精神、使命感等を育成するための指導を行い、高校生の海外留学を促進
 - ・ 国際高等学校の国際バカロレア⁷コースにおいて、国際バカロレアのディプロマ・プログラム⁸による授業を展開し、海外大学進学を推進
- 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備
 - ・ 「新国際高等学校（仮称）」や小中高一貫教育校の設置を推進し、国際色豊かな学習環境を整備

¹東京都英語教育戦略会議による提言や国による新たな取組を前提に、平成32(2020)年度までの東京都におけるグローバル人材育成の目標の設定とその目標達成への手段を明示した具体的な実行計画

²様々な知識やスキルを総合して活用することを求める課題によって、学力をパフォーマンス（ふるまい）へと可視化し、学力を解釈する評価法

³語学指導等を行う外国青年を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業

⁴児童・生徒が、国内にいながらにして、体験や実践を通じた英語漬けの環境を手軽に利用でき、英語を使用する楽しさや必要性を体感し、学習意欲の向上に寄与することを目的に、平成 30 年 9 月に江東区青海に開設した体験型英語学習施設

⁵東京 2020 大会開催を契機として、自己肯定感や積極性などを向上させることで、東京都の児童・生徒の良いところを更に伸ばし、弱みを克服するための取組を確実に推進することで、東京、そして日本のさらなる発展の担い手となる人材を育成していくとともに、子供たち一人一人の心と体に人生の糧となるような掛け替えのないレガシーを形成する教育

⁶平成 24 年度入学生から日本史を必修化するに当たり、東京都独自に開発した日本史科目

⁷国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する国際的な教育プログラム

1968 年、チャレンジに満ちた総合的な教育プログラムとして、世界の複雑さを理解して、そのことに対処できる生徒を育成し、生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）を与え、大学進学へのルートを確保することを目的として設置

⁸16 歳から 19 歳までを対象としたプログラムであり、所定のカリキュラムを 2 年間履修し、最終試験を経て所定の成績を収めると、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）が取得可能

4 基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

<現状と課題>

- 平成28年度に高等学校の生徒を対象に実施した意識調査によると、30%を超える高校生が「将来の夢や希望をもっていない」と回答
- 同調査では、自分の将来の具体的な職業を初めて考えた時期についての質問には、小学校から現在に至るまで「考えたことはない」との回答が14%
- 同調査では、仕事に対する考えについては「希望どおりの仕事ができなければ、その職場を辞めてもよい」との回答が約24%、以前の調査よりも増加
- 特別支援教育では、知的障害が軽い生徒を対象とした高等部就業技術科と職能開発科を設置しており、就業技術科の卒業生の企業就労率は90%以上
- 知的障害特別支援学校全体では、企業就労率が年々増加し、約46%
- 障害のある全ての児童・生徒が、学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現できるよう特別支援学校における指導や支援を更に充実させることが不可欠
- 都内の小・中学校の不登校児童・生徒数は増加傾向
- 高等学校定時制課程で9.7%、全日制専門高等学校で2.2%の生徒が中途退学しているなど、依然として看過できない状況
- 不登校の児童・生徒や中途退学者等を関係機関が連携し、社会全体で支援するとともに、再チャレンジの教育環境を充実させることが必要

(1) 今後5か年の施策展開の方向性⑨

「自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実する。」

【施策の必要性】

- 産業・就業構造が大きく変化している中で、社会人、職業人として自立していくための教育の推進が重要
- 小学校においては、人、社会、自然、文化と関わる体験活動を設定し、将来の仕事に対する関心・意欲を高めるとともに、将来の夢や希望など自己実現に向けて努力する意欲等を養うことが必要
- 中学校においては、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等について考えさせるとともに、目標を立てて計画的に物事に取り組む態度の育成を図ることが必要
- 高等学校においては、雇用、労働問題、社会保障制度や金融・経済に関する基礎的知識、主権者としての役割や責任など、実社会において生活するための基礎を確実に身に付けていくことが重要
- 専門学科を置く高等学校では、生徒の能力伸長と進路実現を図るため、教育内容等を見直し、魅力ある専門学科の高等学校づくりを進めていくことが必要

【主な施策展開】

- キャリア教育の推進
 - ・ キャリア教育については、外部人材・関係機関と連携し、系統的な教育を推進
 - ・ 中学校では、生徒に望ましい社会性や勤労観・職業観を育成するため、職場体験活動等の取組

を実施

- ・ 高等学校では、起業・創業に関する学習プログラムの開発や体験講座を実施し、起業・創業の考え方に触れる機会を提供
- ・ 生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、「家庭・福祉高等学校（仮称）」の開設準備を推進
- ・ 商業系高等学校では、ビジネスに関わる創造的な能力と実践的な態度を身に付けることを目的に改編した「ビジネス科」を中心にビジネスを考え、動かし、変えていく生徒を育成
- 主権者として社会に参画する能力の育成
 - ・ 全ての都立学校の図書館等に新聞や関連書籍等を配置するなど教育環境を整備
 - ・ 議会制度や選挙制度等、民主主義の意義と仕組みなどを指導するとともに、模擬選挙等の体験学習を用いるなど、主権者教育を推進
- 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施
 - ・ 人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」において、生徒の道徳性を養うとともに、より良い生き方を主体的に選択し、行動できる力を育成
- 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保
 - ・ 高校生が教職の役割と仕事のやりがい、教育の社会的意義などについて早期に学び、意欲的に教職を進路選択の一つにできるよう、東京学芸大学と連携したキャリア教育を推進
- 知的障害特別支援学校における職業教育の充実
 - ・ 知的障害特別支援学校に就業技術科と職能開発科を設置して、知的障害のある生徒の企業就労を促進
 - ・ 就業技術科、職能開発科による重層的な職業教育が展開できるよう、それぞれのノウハウを共有し、教育内容・方法を充実

（２）今後５か年の施策展開の方向性⑩

「障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実する。」

【施策の必要性】

- これまで、特別支援学校における教育環境の整備・充実に取り組むとともに、通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援体制を整備するなど、特別支援教育を着実に推進
- 今後も引き続き、公立学校に在籍する発達障害のある全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、教育的支援の更なる充実を図ることが必要
- 発達障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、共に学び合うことができるよう、障害の状態に応じた多様な教育の場の拡充が重要
- 医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケア¹を必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、医療的ケアの実施体制を整備することが必要
- こうした諸課題を解決するため、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）²」に基づき、特別支援教育の更なる充実が必要

【主な施策展開】

- 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」に基づく取組の推進
 - ・ 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」に基づいた取組を引き続き推進し、特別支援教育を推進する体制を整備
 - ・ 小学校では、特別な支援を要する発達障害の児童への教育を支援するため、特別支援教室³を導入した学校に対し「東京都公立学校特別支援教室専門員⁴」を配置するほか、臨床発達心理士等の専門家による巡回を実施
 - ・ 高等学校では、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、効果的な方法等について研究・開発（再掲）
 - ・ 特別支援学校では、必要に応じて非常勤看護師を配置し、医療的ケアを実施できる体制を整備
 - ・ 医療的ケアを要するため、これまでスクールバスに乗車できなかった児童・生徒を対象に、非常勤看護師が同乗する専用の通学車両を運行するなど、医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援を充実

（3）今後5か年の施策展開の方向性①

「社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築する。」

【施策の必要性】

- グローバル化の進展に伴い、増加する外国人児童・生徒等に対する日本語指導を充実させるとともに、就学に関する情報等を提供することは、国際都市東京として果たすべき重要な役割
- 外国人生徒等に対して、高等学校においては、入学者選抜や入学後の学校生活に支障が生じないよう教育環境を整備することが必要
- 公立小・中学校における不登校児童・生徒数は近年増加傾向
- 全ての児童・生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるよう、学校における環境の確保とともに、学校と家庭、専門機関等が連携し、個々の児童・生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることが重要

【主な施策展開】

- 高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備
 - ・ 日本語指導が必要な在京外国人生徒数の動向等を踏まえ、就学機会の確保を図るとともに、日本語指導を充実
- 区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援
 - ・ 不登校対策の取組を支援するモデル事業を通して得られた成果を、都内全ての地区に普及
 - ・ 教員が不登校児童・生徒に対して組織的な対応ができるよう、「児童・生徒を支援するためのガイドブック」を活用し、適切なアセスメント手法や効果的な支援の内容・方法などを普及
 - ・ 新たに不登校特例校⁵の設置を計画している区市町村教育委員会に対し、制度に関する情報提供や文部科学省への指定申請手続きを支援するほか、学習環境の整備に向けた支援を実施
- 学校と家庭との連携を図る取組の充実
 - ・ 児童・生徒の基本的な生活習慣、他者への思いやりなど、社会生活を送る上で基盤となる力を

育むため、学校と家庭が連携した取組を推進

- ・ 児童・生徒が抱える様々な課題への対応や、保護者の子育てに対する不安や悩みの相談に応じる「家庭と子供の支援員⁶⁾」を配置
- 都立学校における生徒の自立に向けた支援の充実
 - ・ 就労や福祉の専門的知識や技術を有するユースソーシャルワーカー⁷⁾等からなる「自立支援チーム⁸⁾」を都立学校に派遣し、就労や再就学に向けた支援を実施
 - ・ より専門性の高いユースソーシャルワーカー（主任）を配置するなど、特に困難な課題を抱える生徒に対する支援体制を強化
- チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校の充実
 - ・ チャレンジスクールの適正な規模と配置に向けた整備を推進
 - ・ 生徒の個々の状況に合わせ、柔軟に授業が選択できる昼夜間定時制高等学校において、社会的に自立できる力を育成
- 通信制高等学校におけるサポート体制の充実（再掲）
 - ・ 時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながら e-ラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、ICTを活用した学習環境を整備
 - ・ 人とつながることができる居場所を設けるなど、生徒同士の交流等の機会を提供
- 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（再掲）
 - ・ 地域の高齢者など多様な地域人材を積極的に活用し、児童・生徒に魅力的で多彩な学びを提供するため、地域コーディネーター等を対象とした研修を実施するとともに、先進的な活動事例の情報を収集
 - ・ 中学生等の学習習慣の確立や学力の定着を図ることを目的とする取組を支援し、児童・生徒への学習の機会を充実するとともに、進学を目的とする放課後等の学習を支援
 - ・ 高等学校において、外部人材等を活用した放課後等の学習を支援
- 病院内教育におけるICT機器の活用
 - ・ 「都立特別支援学校病弱教育支援員⁹⁾」を児童・生徒が入院する病院へ派遣
 - ・ 分教室との中継による教科指導、学校行事への参加、映像教材や通信機能等を活用した交流活動など、ICT機器活用による児童・生徒の学習支援を充実
- フリースクール等の民間施設・団体等との連携の推進
 - ・ 学校関係者と関係する民間施設・団体等との意見交換会などを通し、民間施設・団体等との連携を推進
 - ・ 学校や家庭が民間施設・団体等との連携を一層円滑に行うために必要な留意点等を記載した資料を作成
- 給付型奨学金による支援
 - ・ 学校行事や模擬試験、資格・検定試験等をはじめとした学校における教育活動に参加するために必要な経費を、現物給付による奨学金の形で支給

¹ たんの吸引、経管栄養、導尿等、日常的に行う医行為のこと

² 共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献（障害のある人々が何らかの形で社会とつながり、その生きる姿が周囲の人々に様々な形で良い影響を及ぼしている状況を含む。）できる人間の育成を基本理念とした特別支援教育に関わる長期計画（平成 29 年度から平成 38 年度まで）

³ 通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒を対象として、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して「自立活動」や「教科の補充指導」を指導することにより、在籍校で特別な指導を受けられるようにする制度

⁴ 都内公立小学校及び中学校における特別支援教室の円滑な運営に必要な業務（連絡調整、児童・生徒の行動観察及び指導記録の作成・報告、個別の課題に応じた教材作製、学習支援等）を行う一般職非常勤職員

⁵ 不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が、学校教育法施行規則に基づき認める場合に、教育課程の基準によらず特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校

⁶ いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談に応じる人材

⁷ 不登校・中途退学対策を目的とし、スクールソーシャルワーカーの役割に加え、専門的知識や技術に基づく就労支援の役割を担う専門職

⁸ 中途退学の未然防止の取組、中途退学者や進路未決定卒業生への切れ目のない進路決定に向けた支援、不登校の生徒への対応を行うため就労・再就学・福祉の各分野からのアプローチを可能とする支援チーム

⁹ 病院に入院している児童・生徒を支援し、退院後の学校生活にスムーズに戻るができるようにサポートする役割を担う教員免許状を有する一般職非常勤職員

5 基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

<現状と課題>

- 平成28年度に実施した東京都教育委員会の調査によると、自分のことを大切な存在だと感じている児童・生徒は、小学校で38.7%、中学校で21.5%
- 同調査によると、多くの児童・生徒は、規則やきまりを守ることの大切さは意識しているが、実際に守っている割合は小学校・中学校共に低い
- 今後は、規範意識をより高め、行動につなげていくことが重要
- 都内公立学校における平成29年度のいじめの認知件数は、前年度と比べ、全ての校種で増加
- 東京都教育委員会の調査によると、いじめ発見のきっかけについては、小・中・高等学校では「アンケートなど学校の取組」、特別支援学校では「学級担任が発見」が最多
- いじめを見て見ぬふりをせず、児童・生徒同士が主体的に話し合い、解決に向けて行動できるよう指導することが重要
- 平成29年度の調査では、インターネット等を利用して、トラブルや嫌な思いを経験した児童・生徒の割合は、前年度と比べて、小学校・中学校・高等学校で増加
- 今後は、SNS¹による相談体制の充実などにより、いじめを防止する取組を一層推進することが必要

(1) 今後5か年の施策展開の方向性^⑫

「人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実する。」

【施策の必要性】

- 全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の児童・生徒に人権尊重の精神を涵養^{かん}することが不可欠
- 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を確実に推進することが必要

【主な施策展開】

- 人権教育の推進
 - ・ 都内の全公立学校において、人権教育の一層の充実を図るため、区市町村教育委員会と連携し、人権教育研究推進事業、人権尊重教育推進校²事業及び人権教育普及啓発事業等を展開
 - ・ 都・区市町村における社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者等を対象に、人権学習の普及啓発事業、指導研修事業及び促進事業を実施

(2) 今後5か年の施策展開の方向性^⑬

「生命を大切に作る心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実する。」

【施策の必要性】

- 我が国には、他者を思いやり、互いに助け合って生活する国民性があり、海外からも高く評価
- 今後とも、自他の生命の尊重、規律ある生活など、将来、社会において生きていく上で求められる道徳的価値や人間としての在り方生き方に関する意識を深めるために、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等それぞれの特質に応じた道徳教育の一層の充実が重要
- 様々な人々と議論したり、協働して解決策を見出したりするアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れていくことが効果的
- 児童・生徒に社会貢献への意識などを育むためには、家庭や地域・社会と連携して、ボランティア活動を積極的に取り入れ、生命を大切にする心や他人を思いやる心などを育むことが重要

【主な施策展開】

- 小学校・中学校における「考え議論する道徳」の推進
 - ・ 拠点校及びモデル校等で研究・開発した優れた実践を、都内の全ての小学校・中学校で共有することにより、道徳教育を充実
 - ・ 組織的な指導体制の構築や学校、家庭、地域の連携を推進するため、「道徳授業地区公開講座³」の改善・充実を図るとともに、教員を対象とした協議会を実施
- 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（再掲）
 - ・ 人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」において、生徒の道徳性を養うとともに、より良い生き方を主体的に選択し、行動できる力を育成
- 特別支援学校における社会貢献活動の推進
 - ・ 特別支援学校の児童・生徒が、地域の高齢者施設等において社会貢献活動を行うとともに、地域の人々と喜びを分かち合える活動の機会を創造
 - ・ 高等部において障害が軽度の生徒に加えて、重度の生徒が社会貢献活動に参加できるようにするとともに、地域の学校の児童・生徒と協働した教育活動を充実
- 動物飼育や環境保全に向けた取組の推進
 - ・ 小学校において動物の飼育に関する体験的な活動や環境保全に向けた取組等を推進

(3) 今後5か年の施策展開の方向性^④

「いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進する。」

【施策の必要性】

- 「東京都いじめ防止対策推進条例」の制定、及び「東京都教育委員会いじめ総合対策」の策定により、全ての公立学校において、「学校いじめ対策委員会」の設置や「学校いじめ防止基本方針」の策定等を通して、学校全体による組織的な対応を推進
- 今後は児童・生徒同士が主体的に話し合い、解決に向けて行動できるようにするための取組を充実させるとともに、スクールカウンセラー⁴等との連携や、「学校サポートチーム⁵」の有効活用などにより、児童・生徒に対する支援体制を強化
- 「自殺対策基本法」の一部改正により、学校は、自他の生命を尊重する教育を重視するとともに、信頼できる大人に助けを求めることの大切さ等について、計画的に指導することが必要

【主な施策展開】

- 「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】」の着実な推進
 - ・ 各学校において、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等の対策や、児童・生徒の主體的な行動を促す指導を、保護者や地域・関係機関等と連携しながら組織的に実施
 - ・ 教員研修の充実を図ることなどにより、「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】」に示されている具体的な取組を確実に推進
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・ 児童・生徒が自らの命を絶つことがないようにするため、学校は、家庭と協力して児童・生徒の悩みや不安を適切に把握し、関係機関等と連携してその解消に向けた支援を実施
 - ・ 様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育を実施
- 教育相談の一層の充実
 - ・ 各学校において、学級担任等による面接やアンケートを定期的実施するとともに、スクールカウンセラーを有効に活用するなどして、教育相談機能を強化
 - ・ 学校外の相談窓口として、東京都教育相談センターにおいて24時間電話で受け付けている「東京都いじめ相談ホットライン」や、SNSによる相談機能を充実
- 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化
 - ・ 学校、家庭、地域、警察、児童相談所等の関係機関が専門性を生かしながら役割を分担するとともに、児童・生徒に対して適切に指導や支援を行うことができるようにするため、各学校に設置されている「学校サポートチーム」の活用を促進
 - ・ スクールソーシャルワーカーやユースソーシャルワーカー等の外部人材の活用を促進
- 情報モラル教育の着実な推進
 - ・ 東京都教育委員会が策定した基本的なSNS利用のルール「SNS東京ルール」に基づき、補助教材の活用を促進
 - ・ 児童と保護者が共に情報モラルについて学ぶ機会を設定
 - ・ 有害情報から児童・生徒を守るため、都内全公立学校を対象にネット監視を行うとともに、児童・生徒のインターネット等の利用状況調査を実施

¹個人間のコミュニケーションを促進し、Web上で社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス

²人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、東京都教育委員会が指定した学校

³道徳の授業の活性化を図るとともに、保護者、都民の参加により、学校、家庭、地域・社会が連携した道徳教育を推進することを目的に、東京都教育委員会と区市町村教育委員会が連携して実施

⁴いじめ、不登校、問題行動の背景となっている児童・生徒の不安や悩みへのカウンセリング、児童・生徒への関わり方等に関する保護者への助言・援助、学校における相談体制を充実させるための教職員への助言・援助などを職務とし、高度に専門的な知識や経験を必要とする臨床心理士等の資格を有する専門職

⁵児童・生徒の問題行動に対して、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力して対応するために、学校内に設置する組織

6 基本的な方針6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

<現状と課題>

- 児童・生徒の体力は、昭和60年頃と比較すると、低水準
- 「東京都統一体力テスト」の体力合計点の平均値は上昇傾向
- 中学生の体力は上昇傾向にあるものの、依然として全国における体力合計点の平均値は低水準
- 体育の授業以外で運動をしない児童・生徒の割合は、小学校6年生男子で約5%、中学校3年生男子で約10%、高校3年生男子で約28%と学年が進行するにつれて増加
- 運動に対し、苦手意識をもつ児童・生徒も、学年が進行するに従い増加する傾向にあり、中学生では男子の約3割、女子の約4割、高校生では男子の約4割、女子の約5割が「不得意」、「やや不得意」と回答
- 高校生の運動部活動加入率は約5割であり、中学生の運動部活動加入率は約6割
- 運動に親しむ元気な児童・生徒を育成するため、全ての児童・生徒の運動への興味・関心を高め、運動への苦手意識をなくし、基礎的な体力の向上を図ることが重要
- 感染症や食物アレルギー疾患、集団への不適応、うつ状態など、児童・生徒が抱える心身の健康課題も多様化
- 児童・生徒に、健康の保持・増進、自他の生命を守るなどについて、自ら考え行動できる力を育成することが重要

(1) 今後5か年の施策展開の方向性⑮

「生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進する。」

【施策の必要性】

- 一人一人が主体的に運動に取り組むことが必要
- 生涯にわたって運動に親しむためには、健康や体力を保持増進していくための基礎的な能力や態度を身に付けていくことが重要
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、現在の東京都の児童・生徒の体力・運動能力を、小学生は都道府県別の上位に、中学生・高校生は全国平均程度まで向上させることを目標に設定
- 児童・生徒が様々な運動への関心を高め、体験することは、フェアプレーやチームワークの精神、体力の向上や健康づくりに自ら意欲的に取り組む態度を養うことにつながるなどの意義
- 運動部活動は、技能の向上や自己の記録に挑戦する中で、運動の楽しさや喜びを味わう活動であることから、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動

【主な施策展開】

- 「アクティブプラン to 2020¹」の推進
 - ・ 東京2020大会の開催都市にふさわしい、運動・スポーツに親しむ元気な児童・生徒を育成するため、「アクティブプラン to 2020」（総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画））に基づき、体力を向上

- ・ 児童・生徒の体力の現状を踏まえて体力向上推進計画を策定し、様々な運動能力を向上させる効果的な指導方法を開発
- ・ 高等学校においては、運動が苦手な生徒や運動嫌いな生徒の体力向上に向けた具体的な取組を実践するとともに、成果を他校に発信
- ・ 基本的な生活習慣の定着・改善に向けた取組を通して、東京都全体の健康教育を推進
- 運動部活動の振興
 - ・ 運動部活動において、「部活動指導員²」等の外部の指導者を活用し、指導者の減少や多様化するニーズ等の課題に対応
 - ・ スポーツの全国大会や関東大会への出場を目指す高等学校を増やしていくため、高等学校における運動部活動全体を活性化
- 特別支援学校における取組の充実
 - ・ 児童・生徒一人一人の発達段階を踏まえるとともに、障害の状況や体力の実態等に応じ、体力向上の取組を推進
 - ・ 障害者スポーツを取り入れた体育的活動を充実し、障害のある児童・生徒一人一人が生涯にわたってスポーツに親しむための基礎を育成
 - ・ 運動部活動の振興などを通じて、障害者スポーツを通じた交流活動を活性化するとともに、全国大会で活躍できる選手を育成

(2) 今後5か年の施策展開の方向性^⑩

「健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進する。」

【施策の必要性】

- 児童・生徒の心身の調和のとれた発育・発達を図り、健やかな体をつくることは、「知」「徳」「体」のバランスの取れた人間を育成する上での基盤
- 児童・生徒が自分自身の健康に対する関心を高め、生涯にわたって、主体的に健康を保持・増進しようとする態度を養うことが重要
- 家庭に対し、乳幼児期からの教育の重要性を普及・啓発することにより、「早起き、早寝、朝ごはん」など基本的な生活習慣を児童・生徒が身に付けることは、健やかな体をつくる上で重要

【主な施策展開】

- 健康教育の推進
 - ・ 国の「がん対策基本法³」や「がん対策推進基本計画（第3期）⁴」を踏まえ、外部講師の活用等によりがん教育を推進
 - ・ 保護者や地域と連携して性教育が実践されるよう、性教育についての考え方や実践例等を掲載した手引きを配布するとともに、産婦人科医などの専門家と連携し、性に関する指導を充実
- アレルギー疾患対策の推進
 - ・ 学校における児童・生徒等のアレルギー疾患に関わる事故を防止するため、専門医等を講師とした教職員研修を実施するなど、各学校における組織的な体制づくりを支援することにより、事故予防の取組と事故発生時の適切な緊急対応を徹底

- 食育の推進
 - ・ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、食を通して地域の産業や文化への理解を深めることができるよう、学校給食を活用した食育を推進
 - ・ 栄養教諭⁵の配置や食育推進チームの設置、食育リーダー選任など、中核となる教員を中心とした校内指導体制を整備
 - ・ 栄養教諭の活用を図り、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行う食育を推進

(3) 今後5か年の施策展開の方向性⑰

「危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進する。」

【施策の必要性】

- 各学校では、教科等における安全教育を通して、全ての児童・生徒が日常生活全般における安全確保のために必要な事項を理解し、実践できるようにすることが重要
- 児童・生徒は守られるべき対象であることにとどまらず、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことが必要
- 近年の自然災害の発生状況や交通事故、犯罪等の社会的な情勢は年々変化
- 台風による大雨や強風、地震、豪雪などは国民の生活に甚大な被害を与えることから、日常の備えや緊急時の対処、事後の復旧・復興などについて、日頃から家族や地域で考えておくことが重要
- 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮した行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにするなど、学校教育活動全体を通じ、基礎的な資質・能力を継続的に育成していくことが重要

【主な施策展開】

- 防災教育の推進
 - ・ 発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、防災教育教材の活用を促進
 - ・ 児童・生徒が保護者と共に防災体験を行う機会や、家族で話し合っ考えた防災行動の大切さを標語等で表現する機会を設定するなど、学校、家庭、地域・社会が一体となった防災教育を充実
 - ・ 高等学校等において、「宿泊防災訓練⁶」等を通じて、災害時に自分の身を守り、地域での救援活動等に貢献できる人材を育成
 - ・ 高等学校等の生徒及び教員が被災地等を訪問し、復興支援に関わるボランティア活動や、被災地の人々との交流活動等を行うことを通して、防災リーダーを育成
- 安全教育の推進
 - ・ 安全教育においては、児童・生徒の発達段階に応じた基本的事項などを全ての教員へ確実に周知
 - ・ 学校における優れた実践や効果的な取組を都内全ての公立学校に周知し、安全教育を充実
- 特別支援学校における安全教育の推進
 - ・ 特別支援学校において、首都直下地震などの大規模災害が発生した際の長期にわたる避難所の

運営及び校内での児童・生徒の安定した生活を確保するため、「宿泊防災訓練」を実施

- ・GPS機能を用いた位置検索システム機器等を活用し、一人通学の児童・生徒の安全確保体制を、学校と保護者が連携して構築するなど、児童・生徒の安全確保に向けた取組を推進

¹長期的に低下している児童・生徒の体力向上を目指し、これまでの「総合的な子供の基礎体力向上方策 第1次推進計画」及び「第2次推進計画」における取組の成果や課題を踏まえるとともに、平成32（2020）年に行われる東京2020大会開催に向けた教育の一環として、東京都教育委員会が策定した平成28年度から平成32（2020）年度までの5年間の「総合的な子供の基礎体力向上の方策 第3次推進計画」

²中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする学校教育法施行規則に規定された職

³がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成28年12月改正・施行した法律。第23条に「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」とされている。

⁴がん対策基本法（平成18年法律第98号）に基づき策定するものであり、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向について定めるとともに、都道府県がん対策推進計画の基本となる基本計画（平成30年3月閣議決定）。

⁵学校教育法により「児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」と規定され、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、教職員や家庭・地域との連携を図りながら、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うなど、学校における食育推進の中核的な役割を担う教育職員

⁶大規模災害を想定した実践的な訓練を通じて、自助・共助の精神を養い、防災に関する実践力を育成するため、全ての全日制課程の高等学校等、一部の定時制課程の高等学校及び特別支援学校で実施している防災訓練

7 基本的な方針7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

<現状と課題>

- 東京 2020 大会は、開催都市東京で学ぶ児童・生徒にとって人生にまたとない貴重な機会
- 平成 28 年度に東京都教育委員会が実施した調査では、小学校では約 50%の児童が、中学校では約 30%の生徒が「自分の国のよいところを外国の人に伝えたい」と回答
- 高校生を対象に実施した調査では、「東京 2020 大会に向けて経験したいこと」として、「世界各国の人々とのコミュニケーション」が 13.8%、「外国人に対する日本の文化、技術力、地域の魅力等の発信」が 5.6%
- 今後は、東京 2020 大会を契機として、コミュニケーションをしたい、日本の良さを伝えたいという意欲や態度をより一層育てていくこと、また、オリンピック・パラリンピックの精神を育むため「ボランティアマインド」を醸成することが必要
- 同じく高校生を対象にした調査では、「東京 2020 大会に向けて経験したいこと」として「スポーツ大会等におけるボランティア活動」が 22.6%で、全項目の中で最多
- 「ボランティアなどの社会貢献活動を行っていますか」との質問に、4人に3人は行っていないとしているものの、半数以上の高校生は、「積極的にやりたい」、「機会があれば行いたい」とも回答
- 外国人との交流やボランティアなどの経験を、児童・生徒にとって、その後の人生の糧となる、掛け替えのない財産とすることが必要

(1) 今後5か年の施策展開の方向性⑩

「東京 2020 大会、さらにその先に社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進する。」

【施策の必要性】

- オリンピック憲章は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和のとれた発展に役立てることを目的
- オリンピズムは、肉体と意志と精神の全ての資質を高め、バランス良く結合させる生き方の哲学であり、スポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するもの
- 開催都市である東京都では、東京 2020 大会を児童・生徒の人生にとってまたとない重要な機会と捉え、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」を都内全ての公立学校で展開し、児童・生徒の良いところを更に伸ばすとともに弱みを克服するための取組を推進
- 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針では、以下の育成を目標
 - ・ 自己を肯定し、自らの目標をもってベストを目指す意欲と態度を備えた人間
 - ・ スポーツに親しみ、「知」、「徳」、「体」の調和のとれた人間
 - ・ 日本人としての自覚と誇りをもち、自ら学び行動できる国際感覚を備えた人間
 - ・ 多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人間
- 東京 2020 大会の経験を通じ、その後の人生の糧となるような掛け替えのないレガシーを児童・生徒一人一人に残す取組とすることが重要
- 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」においては、「子供たち一人一人の心と体に残る、

掛け替えのないレガシーの定着」、「学校における継続的な教育活動」、「家庭や地域を巻き込んだ取組による、共生・共助社会の形成」を推進していくことが必要

【主な施策展開】

- 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進
 - ・ 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づき、各学校において、通常の教育活動に関連付け、学校全体で組織的・計画的に展開
 - ・ 共生社会形成のために必要となる五つの資質（ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚）を重点的に育成するために、「東京ユースボランティア¹」、「スマイルプロジェクト²」、「夢・未来プロジェクト³」、「世界ともだちプロジェクト⁴」の四つのプロジェクトを推進
 - ・ 東京 2020 大会以降も持続するための仕組みづくりとして「東京ユースボランティア・バンク⁵」の充実、パラスポーツ指導者講習会の継続実施、大使館等との連携の拡大などを推進
- ボランティアマインドの醸成
 - ・ 社会奉仕の精神を養う取組を充実させた「東京ユースボランティア」事業を推進し、児童・生徒にボランティアマインドを育成
 - ・ 中学生や高校生が自ら積極的に地域のボランティア活動やスポーツ大会の運営ボランティアなどに参加できるよう、「東京ユースボランティア・バンク」において各関係機関が募集する活動情報を登録者（学校等）に発信し、活動への参加を促進
- 共生社会の形成
 - ・ 共生社会における自らの関わり方を考えたり、思いやりの心を育成したりする「スマイルプロジェクト」の取組の中で、パラスポーツを体験する活動やパラリンピアンとの交流等を通じ、障害者理解を促進
- スポーツ志向の重視
 - ・ 児童・生徒がアスリート等と直接交流し、様々なスポーツを体験する「夢・未来プロジェクト」を通じて、オリンピック・パラリンピックの理念や価値を理解し、フェアプレーやチームワークの精神を涵養^{かん}
 - ・ パラスポーツの普及啓発を図るため、特別支援学校の体育施設の活用を促進
- 豊かな国際感覚の育成
 - ・ 東京ならではの国際交流を推進する「世界ともだちプロジェクト」を通じ、児童・生徒が複数のオリンピック・パラリンピック参加予定国・地域について学習したり、交流したりする機会を設定
- 「学校 2020 レガシー」の構築
 - ・ 各学校が、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」において展開してきた活動、若しくは本教育を契機に新たに取組を始めた活動の中から、学校の特色として東京 2020 大会以降も継続させる活動を「学校 2020 レガシー」として設定
- 優れた芸術文化に対する理解の促進（再掲）
 - ・ 東京都の文化プログラムの活用などにより、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」の充実を図るとともに、優れた芸術文化を鑑賞・体験する取組を促進

¹児童・生徒のボランティアマインドを育むとともに、自尊感情を高めていくために、発達段階に応じて、ボランティア活動を計画的・継続的に行うプロジェクト

²障害者スポーツの観戦・体験や、スポーツ等を通じた特別支援学校と地域の学校との交流により、子供たちが互いの人格や個性について理解を深め、思いやりの心を育成するプロジェクト

³オリンピック、パラリンピアン、外国人アスリート等との交流を通じ、スポーツのすばらしさを体感し、夢に向かって努力したり困難を克服したりする意欲を培うプロジェクト

⁴多様な国々を学びながら、地域在住の留学生、大使館や海外の姉妹校との交流等、実際の国際交流活動を実施するプロジェクト

⁵各種ボランティア関係機関が募集するボランティア活動やボランティア講座等に関する情報などを、登録者（学校等）に発信し、ボランティア活動や講座等への参加を促進する機能（平成 29 年度に開設）

8 基本的な方針 8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」

<現状と課題>

- 社会の在り方そのものが変革しつつある現代社会においては、現在の高校生が活躍する将来の社会の在り方を見通すことが困難な状況
- 社会がどのように変化するとしても、高等学校教育の役割が、生徒を社会人として自立した人間へと育成することであることは不易
- 社会の変化を前向きに受け止めつつ、自らも学び、成長し続ける意欲をもって主体的に社会に参画し、新しい価値を創造することができる能力を身に付けさせることが不可欠
- 平成9年に、10年間の長期計画である「都立高校改革推進計画」を策定し、生徒の多様化や急激な生徒数の減少等に対応
- 平成24年には、新たな「都立高校改革推進計画」を策定し、高等学校が抱える課題の解決に向けて計画的に推進
- 高等学校は、多様なニーズに対応した特色ある学校づくりが進み、個々の生徒が、興味・関心、進路希望等に応じて、自らの学びを選択し、自らが思い描く将来に向けて歩み続けるための学びの場としての役割
- 国における高等学校教育の改革の動向、さらには、生徒や保護者の高等学校教育へのニーズの多様化等、高等学校を取り巻く環境が大きく変化する中において、生徒や保護者が求める高等学校への期待を真摯に受け止め、その期待と信頼に応えるため、更なる取組を推進することが必要
- 東京都教育委員会においては、平成30年度に「都立高校改革推進計画」の「新実施計画（第二次）」を策定し、生徒の多様なニーズと時代の要請に応える学校づくりを更に推進していくことが必要

(1) 今後5か年の施策展開の方向性^⑩

「次代を担う社会的に自立した人間を育成する。」

【施策の必要性】

- 東京2020大会の開催とその先を見据え、「知」「徳」「体」の調和がとれ、社会人としての自覚や働く意欲をもち、グローバル化や情報化が急速に進む社会で活躍できる人間の育成が必要

【主な施策展開】

- 社会的自立に必要な「知」「徳」「体」の育成

◇ 「知」に関わる主な施策展開

- ・ 生徒一人一人の学力の確実な定着を図るため、義務教育段階の基礎的な学力の定着が十分ではない生徒に対して、外部人材を活用した学習支援を充実
- ・ 新しい高等学校学習指導要領に対応した教育内容等の実施に向け、効果的な指導方法などの研究開発を進め、その取組を全ての高等学校に普及・展開
- ・ ICT技術を活用し、学校教育の諸課題の解決を目指す「スマートスクール構想」の実現に向け、実証実験を推進するとともに、高等学校におけるICT環境を充実
- ・ 理数系トップレベルの人材育成から理数系の素養をもつ生徒の裾野を広げる取組まで、理

数教育を幅広く推進するとともに、生徒の興味・関心等に応じて、専門的な学びに触れる機会を提供

- ・ 大学の教育力・研究力を生かして高等学校教育の充実を図るとともに、その学びを大学等における専門的な学びにつなげるため、高大連携を推進

◇ 「徳」に関わる主な施策展開

- ・ 生徒が道徳的価値の自覚を深め、社会の様々な場面や状況に応じて適切に選択・行動できる能力を育成
- ・ 社会人としての基本的なルールやマナーを身に付けるため、授業や日常生活の中でルールを遵守する指導を充実し、規範意識の醸成と公共の精神を涵養
- ・ いじめを防止するための組織的な取組を更に徹底
- ・ 様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を推進
- ・ 様々な情報を適切に取捨選択し活用する実践力や、情報社会に参画する望ましい態度、犯罪の被害者や加害者にならないための知識を身に付ける指導を充実

◇ 「体」に関わる主な施策展開

- ・ 基本的な生活習慣・運動習慣の確立に向けた取組等を柱とした総合的な対策を実施し、生徒の体力を向上
- ・ 運動部活動の一層の活性化や「部活動指導員」等の外部指導者の活用により、国内トップレベルを目指す生徒を育成
- ・ 「都立学校における健康づくり推進プラン¹」を着実に実施し、生徒の健全な心と身体を育成するとともに、薬物乱用の防止に関して指導を徹底

○ グローバルに活躍する人材の育成

- ・ 英語の4技能「聞く」「話す」「読む」「書く」が確実に身に付くようにするため、外国人指導者の効果的な活用や体験的に英語を使う機会を設定
- ・ 海外で学ぶ経験を通じて、広い視野や様々な分野に挑戦する意欲を育むことや、高等学校卒業後の留学や海外大学への進学に対応した学習に取り組ませることにより、世界を舞台に活躍し、日本や東京の未来を担う次世代のリーダーを育成
- ・ 我が国の伝統や文化とその価値に対する理解を深めるための指導の充実を図ることで、国際社会で主体的に生きる日本人としての自覚と誇りを涵養
- ・ 地球規模の諸課題について、生徒一人一人が自らの課題として考え、解決していくための能力や態度を養い、持続可能な社会づくりの担い手を育成

○ 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」の推進

- ・ 各高等学校において学校の特色化に結び付く教育活動を更に充実
- ・ 東京都の文化プログラムの活用などにより、生徒が芸術・文化を鑑賞・体験する取組を促進

○ 社会的・職業的に自立しようとする意識の醸成

- ・ 社会の中で自分の役割を果たしながら、国や社会の様々な問題を自分の問題として捉え、考え、判断することができるよう、主権者意識を醸成
- ・ 高い社会貢献意識と実行力を兼ね備えた人間を育成するため、生徒による実践を中心とした防災教育等を展開

- ・ ボランティア活動に興味・関心のある生徒から編成される「ボランティアサポートチーム」の活動を通して、各高等学校においてボランティア活動を促進
- 高等学校における特別支援教育の推進
 - ・ 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」に基づいて、教育環境の整備や指導内容の充実等により発達障害教育を推進

（２）今後５か年の施策展開の方向性^⑩

「生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進する。」

【施策の必要性】

- 生徒の能力を最大限に伸ばす教育実践の場の充実に向けて、次代を見据えつつ、生徒や社会のニーズを踏まえながら、既存の学科の改善や新たな学校の設置等に取り組むことが必要

【主な施策展開】

- 国際色豊かな学校の拡充
 - ・ 将来、世界を舞台に活躍し、東京や日本の未来を担うとともに、東京の発展を支え、リードしていく人材を育成していくため、国際色豊かな教育環境を整備
 - 「新国際高等学校（仮称）」の設置
 - 小中高一貫教育校の設置
 - 国際バカロレア教育の充実
- 専門高等学校の改善
 - ・ ものづくり人材など、社会の変化と期待に応える人材を育成するため、専門高等学校の教育内容等の見直しを推進
 - 農業系高等学校におけるG A P 認証の取得と教育活動への展開
 - ビジネスを实地に学ぶ商業教育への改革
 - 産業高等学校における伝統工芸や匠の技を支える人材の育成
 - 「家庭・福祉高等学校（仮称）」の設置
 - 大島海洋国際高等学校における海洋教育の充実 等
- 中高一貫教育校の改善
 - ・ 計画的・継続的な６年間一貫教育を一層推し進めていくために、生徒同士が切磋琢磨^{さたたく}する機会を創出するとともに、併設型中高一貫教育校の改善を推進
- 定時制課程・通信制課程の改善
 - ・ 多様化する生徒や保護者のニーズに応え、入学を希望する生徒をより多く受け入れられるよう、チャレンジスクール等の新設や規模を拡大
 - ・ 通信制課程の学びのセーフティネットとしての機能を強化させるため、ICTの活用により学習環境を改善・充実
- 島しょ高等学校の改善
 - ・ 島外の生徒が、島しょ高等学校に進学することを可能とするため、島しょの各町村教育委員会及び各高等学校と連携して、生徒の受入体制を整備

- ・ 島しょ高等学校における教育活動の充実を図るため、ICT環境の整備を検討

(3) 今後5か年の施策展開の方向性②

「質の高い教育を支えるための環境を整備する。」

【施策の必要性】

- 質の高い教育を実現するため、組織的な学校経営の強化、教員の指導力の向上、教員の働き方改革、課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実など、様々な教育条件や支援体制を着実に整備することが必要

【主な施策展開】

- 組織的な学校経営の強化
 - ・ 全ての高等学校においてカリキュラム・マネジメントの確立に向けた取組を推進
 - ・ グランドデザインを学校の特色として戦略的に広報していくため、効果的な魅力発信を推進
 - ・ 計画的で組織的な学校経営を実現するため、校長、副校長、主幹教諭等のマネジメント能力を向上
 - ・ 「学校サポートチーム」との連携を強化
 - ・ 地元商店街、企業、NPO等との連携や、区市町村教育委員会等との連携を通じて、地域に開かれた学校づくりを推進
- 教員の資質・能力の向上
 - ・ グローバル化の進展や大学入試改革等の社会の変化に対応できる専門性の高い教員を育成
 - ・ 教員としての視野や幅を広げ、能力の伸長につなげていくため、公募制人事などを推進することにより、教員としての能力・資質を高めるとともに、学校の組織力の向上に資する人材を育成
 - ・ 教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質を向上
- 安全で環境に優しい施設整備
 - ・ 生徒の安全・安心を確保するとともに、地域社会の防災拠点としての期待に応えるため、高等学校の防災機能の一層の強化に取り組むとともに、ブロック塀等の安全対策を実施
- 就学機会の適正な確保
 - ・ 生徒の就学機会を確保するため、都立・私立高等学校の現有の教育資産を最大限に活用して生徒を受け入れるという考え方の下、中・長期的視点に立った就学対策を推進
 - ・ 日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移等を踏まえ、適切な募集規模を検討
 - ・ 日本語指導が必要な受検者に対する措置について、検証・見直しを実施
 - ・ 在京外国人生徒等に対する日本語指導の充実を図り、都立高校への入学後も学校生活を支障なく送ることができるよう、必要な支援を実施
- 社会の変化に対応した入学者選抜の改善
 - ・ 推薦に基づく選抜及び学力検査に基づく選抜について、目的に沿った選抜が実施できているか、検証を実施
 - ・ 中学校第3学年の全生徒を対象として、英語「話すこと」の評価を行うスピーキングテストを

導入し、都立高等学校入学者選抜等に活用することを検討（再掲）

- ・ 高等学校入学後の進路変更の希望に応えるとともに、中途退学の未然防止を図るため、転学・編入学制度を活用
- 課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実
 - ・ 不登校や中途退学への対応について、高等学校の教職員が適切な役割分担の下、協力するとともに、関係機関と連携を図るなど、組織的な取組を推進
 - ・ 定時制課程の生徒が、高等学校入学後において人間関係を構築できるよう支援
 - ・ 生徒が将来社会的に自立できるよう、就労等の進路決定に向けた支援や福祉的な支援を行うため、自立支援チームを派遣するとともに、関係機関との連携を強化
 - ・ 様々な悩みを抱える生徒に対して、SNSの活用など多様な相談窓口を用意し、教育相談体制を強化

¹都立学校の全ての教職員が、生徒の健康課題を総合的に理解し、組織的で具体的な取組を推進するための体系的な計画（平成26年度に策定）

9 基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

<現状と課題>

- 学校教育において、児童・生徒の教育に直接携わる教員の果たす役割は極めて重要であり、優秀な教員の確保・育成は、公立学校の重要な課題
- 東京都においては、多くのベテラン教員が定年を迎える状況が続くことから、経験の浅い教員も重要な役割を担わなくてはならない状況
- 採用段階においては、一定の応募者数を確保することで競争性を担保し、その中から教員としての資質・能力を有する者を確実に選考・採用していくことが必要
- グローバルに活躍できる人材や情報化社会を生き抜く人材を育成する高い専門性と指導力を身に付けるとともに、複雑化・多様化する学校を取り巻く課題に対し、学校が組織的に解決に当たることができるよう、初任時（新規採用時）から組織人としての認識をもたせることが必要
- 採用後3年間で、教員に求められる基礎的・基本的な資質・能力の育成を図るために、東京都教育委員会として独自に「若手教員育成研修」を実施
- 本研修の受講者アンケートでは、研修の満足度・理解度ともに97%を超える結果
- 教育管理職については、教育管理職選考の受験者を確保し、管理職として優れた資質・能力を有する優秀な人材を選考し、育成していくことが重要
- 個々の教員のキャリアに応じた育成を意図的に行うとともに、教員自らが採用から退職までのキャリアプランを策定し、必要な資質・能力を確実に向上していくことが重要

(1) 今後5か年の施策展開の方向性②

「優れた教員志望者を養成・確保する。」

【施策の必要性】

- 多くのベテラン教員が退職していく中で、その指導経験やノウハウの継承が課題
- 新規採用教員に対し、豊かな人間性と組織の一員としての責任感・協調性、実践的な指導力や社会性等を育成するために、大学との連携を一層推進して、採用前からより実践的な指導力等を身に付けることができる機会を提供することが必要
- 東京都の教育に求められる教師像¹にふさわしい人物を継続的に確保するため、東京都の教員の魅力を積極的に発信するとともに、選考内容・方法の改善に継続的に取り組むことが必要

【主な施策展開】

- 養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成
 - ・ 東京都教育委員会では、「東京都教員育成協議会²」において、教員の育成ビジョンを共有するとともに、教員の養成や採用、研修等の在り方について協議
 - ・ この協議を踏まえ、豊かな人間性と実践的な指導力を兼ね備えた人材を学生の段階から養成するため、大学や学校経営支援センター、区市町村教育委員会及び各学校などと連携
 - ・ 将来の学校教育の中核となり得る優秀な新人教員を確保するため、高度な教員養成機関である教職大学院との連携を充実し、大学の学部段階では学ぶことができない実践的、専門的な知識・

能力を身に付けた学生等を育成

○ 優秀な教員志望者の確保

- ・ 優秀な教員を確保するため、教員採用候補者選考における受験者数の確保及び質の向上に向けた取組を推進
- ・ 受験者数の確保に向けた取組では、学生等に教職に対する興味を喚起し、志望へとつなげるため、東京都公立学校教員採用案内ホームページによる現職教員の声やPR動画の発信、参加者の満足度が高い「個別相談会」や「学校見学会」等を引き続き実施

○ 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（再掲）

- ・ 高校生が教職の役割と仕事のやりがい、教育の社会的意義などについて早期に学び、意欲的に教職を進路選択の一つにできるよう、東京学芸大学と連携したキャリア教育を推進

(2) 今後5か年の施策展開の方向性③

「教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図る。」

【施策の必要性】

- 学校組織を構成する教員個々の資質・能力の向上を効果的、効率的に図り、教員の成長を学校全体の教育力向上につなげるためには、職層、経験に応じた効果的な現職教員の研修が必要
- 学校全体で個々の児童・生徒の課題を共有するとともに、教員が相互に切磋琢磨したり、自己研鑽したりしながら、授業力や教科等の専門性を高め、成長していく組織風土を培うことが重要
- 教員による体罰や不適切な指導が根絶しない状況にあることから、全ての職層の教員に個々の児童・生徒の特性や課題に応じた指導力を身に付けさせ、体罰等を防止していくことが必要

【主な施策展開】

- 教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実
 - ・ 教員としての使命感、幅広い知見、実践的指導力を得させるため、3年間で若手教員を系統的に育成することを目的とした研修を実施
 - ・ 「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標³」や、学習指導要領の適正な実施に向けた様々な対応等を踏まえ、管理職等の職層に応じた研修や教員の経験年数に応じた研修、学校リーダーを養成する研修、教員の専門性を高める研修を充実
 - ・ 産休・育児中などで研修の受講ができない教員の円滑な職場復帰や、島しょ地区の教員などに対して自己啓発を促すことなどを目的に、最新の教育情報や喫緊の教育課題などの研修動画を配信
 - ・ インターネット上の個人サイト「マイ・キャリア・ノート⁴」により、教員生活全体を見通して資質・能力を向上し、自らのキャリアを形成できるよう支援
- 新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上
 - ・ 中学校・高等学校等の外国語（英語）科等の指導力の質的向上を図るため、外国語（英語）科教員等の海外派遣研修を実施
 - ・ 小学校での英語教科化を円滑に推進するため、小学校全科教員の海外派遣研修を実施
 - ・ パフォーマンス評価の普及・啓発と、生徒の「話す力」の向上を目指すため、中学校外国語（英

語) 科教員を対象とした研修を実施

- ・ 教員自らが情報技術に関わる理解を深めるなど、先進的な情報を収集し、技能を高めていくための研修を実施
- 特別支援教育を推進する教員の資質向上
 - ・ 免許法認定通信教育の受講費用の補助や、免許法認定講習の定員の拡大等により、特別支援学校教諭免許状の取得を促進
 - ・ 特別支援学校の指導教諭が実施する模範授業等に、小学校、中学校など他校種の教員も参加できるようにすることで、都内公立学校全体における特別支援教育の専門性を向上
 - ・ 特別支援学校と区市町村教育委員会との連携を強化し、授業研究等による計画的・継続的な支援により、特別支援学級の専門性を向上
- 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進
 - ・ 平成 25 年 9 月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一扫するための取組を徹底
 - ・ 経験年数や職層に応じた体系的な研修や、「服務事故再発防止研修」を実施
 - ・ 実際の指導事例を映像化した資料を服務事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた教員の認識を深める取組を推進
 - ・ 体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問や部活動指導員、外部指導者を対象とする指導者講習会を開催するとともに、優れた指導を実践した顧問教諭等を表彰

(3) 今後 5 か年の施策展開の方向性④

「教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成する。」

【施策の必要性】

- 選考受験資格を有しない若手教員の学校経営への参画意欲が高まっている一方で、依然として教育管理職選考受験者数が低迷している状況
- 意欲のある若手教員には、教育管理職に必要な力を身に付けさせるために、早期から様々な校務分掌を担当させることにより学校経営への参画経験を積ませ、次代を担う管理職の候補者として育成することが必要
- 職務と家庭生活を両立できるよう支援するとともに、校務改善を進めることにより、教育活動の充実及び教員の資質・能力の向上を図ることが重要

【主な施策展開】

- 学校のリーダーを育成するための支援の充実
 - ・ 各地区で中核となって活躍する教育管理職を計画的に育成するため、若手及び中堅の教員を対象とした学校マネジメント能力を育成するための研修を充実
 - ・ 副校長に集中する業務の負担を軽減し、副校長が学校経営や人材育成等の本来業務に集中できる環境を整備するため、副校長の業務を直接支援する非常勤職員をモデル的に配置することを通し、教育管理職の「職」の魅力を向上

○ 女性教員の教育管理職登用への推進

- ・ 育児・子育て時期における教員が宿泊を伴う研修を受講する場合に、託児サービスを提供するなど、学校リーダーとなる研修の受講支援を実施
- ・ 人事異動面での配慮を行うほか、キャリア形成を意識したジョブローテーションを推進

¹「東京都教員人材育成基本方針」（平成 20 年 10 月）で示されている「教育に対する熱意と使命感をもつ教師」、「豊かな人間性と思いやりのある教師」、「子供のよさや可能性を引き出し伸ばすことができる教師」、「組織人としての責任感、協調性を有し、互いに高め合う教師」

²教育公務員特例法の一部改正に伴い、東京都教育委員会が教員の研修や資質向上に関係する大学等と教員の育成ビジョンを共有し、教員の資質・能力の向上に係る事項の調整及び協議を行う協議会

³平成 29 年 4 月に教育公務員特例法等が一部改正され、同法第 22 条の 3 第 1 項に規定する指標として、東京都教育委員会が、教員自らが生涯にわたって、キャリアに応じて求められる資質の向上に努められるように策定

⁴教員がこれからの教員生活を見通し、自らのキャリア形成を支援するため、研修の受講申込や研修動画の視聴、研修履歴の閲覧などができるインターネット上に作成された教員一人一人の個人サイト

10 基本的な方針 10 教育の質を向上する「働き方改革」

<現状と課題>

- 教員の働き方に関する実態を把握するため、東京都教育委員会は平成29年6月、「東京都公立学校教員勤務実態調査」を実施
- 調査の結果、週当たりの在校時間が60時間を超える、いわゆる「過労死ライン」相当にある教員が多数存在
- 長時間労働による健康障害防止の観点のみならず、教育の質的な低下を招くことも懸念されることから、教員の勤務状況を早急に改善することが必要
- 東京都教育委員会は、平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、当面の目標を「過労死ライン」相当の教員をゼロにすることと設定
- 今後、東京都教育委員会は、国の動向を踏まえ、都立学校における働き方改革の一層の推進と、区市町村教育委員会による小学校・中学校への取組の支援・促進に向け、改革を一層加速させていくことが必要

(1) 今後5か年の施策展開の方向性⑤

「教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備する。」

【施策の必要性】

- 新学習指導要領の趣旨の実現など、学校教育の更なる充実が求められる一方で、教員の長時間労働の実態は看過できない状況
- 児童・生徒の学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題
- 業務改善やICT化の推進、学校を支える人員体制の確保などの多様な取組を複合的に実施することにより教員の負担軽減を図ることは、教員の職の魅力を高めることにもつながる点においても重要

【主な施策展開】

- 学校を支える人員体制の確保
 - ・ 豊富な知識と経験を有する教員OB等を活用したワークシェアにより、負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減
 - ・ 小学校の英語が教科となることに対応するため、英語の専科指導教員の配置など、指導体制を整備（再掲）
 - ・ 副校長を直接補佐する非常勤職員を任用し業務負担を軽減
 - ・ 教員が定年退職後も継続的に働く意欲を醸成するためのPR活動を展開
 - ・ スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用を促進するなど、「チーム学校」としての体制を整備
- 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
 - ・ 小・中学校における在校時間の客観的な把握を促進するためICカード等の導入を行う区市町村教育委員会を支援

- ・ 在校時間の客観的な把握を契機とした教員の意識改革を推進
- 教員業務の見直しと業務改善の推進
 - ・ 教員の専門性が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについては、役割分担の見直しやICT化の推進などに取り組み、教員の負担を軽減
 - ・ 学校における業務の精選や縮減を推進
- 部活動の負担の軽減
 - ・ 国が定めるガイドラインも参考に、東京都教育委員会として策定した方針に基づき、部活動時間の見直しや休養日を設定
 - ・ 「部活動指導員」や外部指導者の活用を促進

(2) 今後5か年の施策展開の方向性②⑥

「多角的に学校を支援する新たな体制を構築する。」

【施策の必要性】

- 学習指導要領の改訂や社会的な要請に基づく教育課題の増加などに学校教育が対応していくためには、地域人材、豊かな知識や経験を有する高齢者、専門性を備えたスタッフ、教員OBなど、多様な外部・専門人材を確保することが必要
- こうした人材の量的な拡大に伴い、学校ではその確保に係る負担が大きくなっていることに加え、外部・専門人材に児童・生徒への理解を深めてもらうことなど、学校ならではの資質・能力の向上も重要な課題
- 教員の負担軽減と教育の質の向上の両立を図っていくためには、これまでにない方策も含めた多面的アプローチが必要

【主な施策展開】

- 学校を支援する新財団の設立
 - ・ 学校をきめ細かくサポートする全国初の多角的支援組織として、財団法人を設立
 - ・ 新財団においては、
 - ① 学校が必要とする人材を開拓・紹介する「人材バンク」を設置し、学校を支える人員に必要な研修を行うなど多様な人材を確保する機能
 - ② 国際交流に必要な高度な交渉等の代行や、教員の懸案事項を専門家に相談できる窓口の設置など教員をサポートする機能
 - ③ 学校事務を効率化し、事務職員による教員の支援などを推進する事務センターとしての機能の三つの機能を柱として展開し、学校の実情を踏まえたきめ細かく継続的な支援を実施

1 1 基本的な方針 1 1 質の高い教育を支える環境の整備

<現状と課題>

- 精神疾患による休職者数は、平成 20 年度をピークに高止まりしており、他道府県と比較して、依然高い発生率で推移
- 精神的不調は、本人も周囲も早い段階では気づきにくく、自分で不調を自覚しないと相談や受診につながりにくい傾向
- 管理職も含めた教員に対する「早期自覚」、「早期対処」の予防策に重点を置いたメンタルヘルス対策の充実を図ることが必要
- 学校施設の整備も、信頼して児童・生徒を託す場となるためには不可欠
- 地震に備えて校舎等の耐震化を進めるとともに、非構造部材の耐震化も進め、学校の防災機能を強化
- これまで、夏季の暑さ対策として、普通教室や、防音性が求められる音楽室、学校図書館などの特別教室を中心に空調設備を整備してきたが、近年の東京都の記録的な猛暑を受け、冷房設備が整備されていない体育館などで児童・生徒の健康に支障を来す事例が発生
- 地域住民の避難所になる学校施設の整備については、早急な対応が必要

(1) 今後 5 か年の施策展開の方向性⑦

「教員一人一人の健康保持の実現を図る。」

【施策の必要性】

- 学校教育を推進していくためには、教員一人一人が心身ともに健康であることが大前提
- 平成 26 年には「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が公布され、翌 27 年には改正「労働安全衛生法」に基づく「ストレスチェック制度¹」に関する省令が発出
- 平成 30 年 7 月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、これに伴う改正後の「労働安全衛生法」が、平成 31 年 4 月 1 日に施行
- これらの制度改正は、社会の情勢や働く環境が変化する中で、労働者が様々なストレスを感じ続けることで精神的な負担が次第に大きくなってきたことへの対応
- メンタルヘルス不調を未然に防止し、こころの健康の保持・増進を図っていくためには、日頃からこころの健康について、教員自身が関心をもつことが重要
- 教員のこころの健康問題は、児童・生徒に与える影響も大きいため、周囲の適切な対応も必要
- 心身ともに健康な教員、ストレス等によりこころの不調が出始めている教員、そして既にメンタルヘルス不調に陥ってしまった教員など、その状態に応じたメンタルヘルス対策を推進することが必要

【主な施策展開】

- 教員のメンタルヘルス対策等の取組の推進
 - ・ 一次予防として、教員自らがストレスに気づき、早期に対処できるよう、メンタルヘルスに関する教育・啓発を実施
 - ・ 環境の変化が大きく、心理的に負担が掛かる機会の多い新規採用教員を対象とした個別のカウンセリング

ンセリングや新任副校長を対象としたラインケアやセルフケアを学ぶ研修、個々の教員の特性に応じたストレスチェック等を実施

- ・ 二次予防として、教員がこころの健康問題等について、精神科医師や臨床心理士など専門スタッフにいつでも安心して相談ができる環境を整備
- ・ 三次予防として、精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰及び再休職の防止を図るため、長期の休職者に対する所属学校での職場復帰訓練や短期の休職者に対する復職に向けた支援を実施
- ・ 「労働安全衛生法」の改正により、産業医・産業保健機能が強化されることを踏まえ、都立学校産業医による長時間労働者への面接指導制度を拡充
- ・ 公立学校におけるメンタルヘルス対策を含む労働安全衛生に係る対策を充実

(2) 今後5か年の施策展開の方向性^⑳

「質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備する。」

【施策の必要性】

- 都立学校においては、阪神・淡路大震災を契機とし、計画的に校舎等の耐震補強や改築を推進してきた結果、平成22年度末までに全ての都立学校の耐震化が完了
- 区市町村立学校においては、平成30年4月1日現在、耐震化率は99.9%
- 発災時において、学校施設が児童・生徒の安全を確保する場となるだけでなく、避難所としても必要な機能が発揮できるよう、引き続き、非構造部材の耐震化などの震災対策を推進していくことが必要
- 都立学校及び小学校・中学校において、夏季における良好な教育環境を確保するため、学校施設における空調設備の整備を進めていくことが必要
- 全都立学校に導入したICT機器を効果的に活用することにより、教員による「よく分かる授業」を実現
- 教員の働き方改革の観点から、ICT環境を整備し、校務情報の一元化により業務の効率化を図るための仕組みを構築することが必要

【主な施策展開】

- 学校施設の耐震化の推進
 - ・ 「東京都地域防災計画」等に基づき、都内公立学校における天井材、照明器具、外壁等の非構造部材を含む施設の耐震化を推進
- ブロック塀等の安全対策の推進
 - ・ 地震発生時に倒壊の恐れのあるブロック塀等について、撤去・新設を中心とした安全対策工事を実施（撤去後に新設する塀について、国産木材を積極的に活用）
- 国産木材の利用の促進
 - ・ 高等学校の内装や備品等に国産木材を積極的に利用するとともに、小学校・中学校の施設改修や整備等における国産木材の活用を支援
- 空調設備の整備の促進
 - ・ 小学校・中学校における特別教室の空調設置工事や体育館等のリースも含む空調設備の整備に

ついて支援するとともに、都立学校においても、これまで推進してきた特別教室に加え、体育館等における空調施設を整備

○ トイレ整備の推進

- ・ 小学校・中学校において、児童・生徒にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害時における地域の避難所としての機能を向上させるため、トイレ改修（洋式化等）及び災害用トイレ整備について支援
- ・ 都立学校において、生徒が安心して学校生活を過ごすことができる環境を確保するため、洋式トイレの整備を推進

○ 環境に配慮した整備の推進

- ・ 再生可能エネルギーの積極的な活用により環境負荷を軽減し、さらには発災時におけるエネルギー供給の確保に資するため、改築や大規模改修工事を行う際、太陽光発電設備を整備
- ・ 照明によるエネルギー消費量を削減するため、改築や大規模改修工事の際、照明設備は原則としてLED照明とするなど、整備を推進

○ ICT環境整備の更なる推進

- ・ 児童・生徒の学習の意欲や関心を高め学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成するため、更なるICT環境を充実
- ・ 小学校・中学校におけるICT機器の活用及び効果について実証研究を行い、都内全区市町村立学校に展開可能なICT教育環境整備モデルを提案し、区市町村のICT環境整備を促進
- ・ 高等学校において、AIやビッグデータ等のICT技術により、学校教育の課題解決を図ることを目指した「都立学校スマートスクール構想」の実現に向け、BYOD²の実証研究を実施
- ・ 特別支援学校において、個に応じた学習を可能とするため、障害の種別や程度に応じたアプリケーションの活用の促進など、更なるICT環境を充実

○ 安全対策のための防犯カメラの整備

- ・ 学校内への不審者侵入の抑止、初期対応など学校内の安全確保の取組を推進するため、小学校・中学校の校門等への防犯カメラの設置・更新についての支援を実施

¹「労働安全衛生法」により、労働者が50人以上いる事業所では、毎年1回、「ストレスチェック」の検査を全ての労働者に対して義務付けられた制度

²学校等での使用端末を学校配備のパソコン等の端末に限定せず、生徒が個人で所有しているスマートフォンなどの端末を利用することを許可して、学習に活用する利用形態

1 2 基本的な方針 1 2 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動

<現状と課題>

- 東京都の調査では、「家庭の教育力」、「地域の教育力」が低下しているか、という問いに、「そう思う」、「ある程度そう思う」と回答した都民の割合は、いずれも約 90%
- これからの教育は、これまで以上に学校と家庭、地域・社会の連携・協力の下で進めていくことが不可欠
- 平成 27 年度に実施した国の「地域学校行動活動の実施条項アンケート調査」によると、地域住民が学校を支援する効果として、約 70%の学校が、「教員が授業や生徒指導などにより力を注ぐことができた」と、また、子供たちが地域住民と交流する効果として、「様々な体験や経験の場が増え、学力の向上につながった」と回答
- 同調査では、地域住民が学校を支援する効果として、約 80%の地域コーディネーター等が、「地域住民の生きがいづくりにつながった」と回答
- この調査結果から、学校と家庭、地域・社会とが連携・協働することで、学校教育の質的な向上につながり、地域にとっても活性化や住民の生きがいづくりにつながるなど、双方にとって大きな効果
- これまで東京都教育委員会では、地域・社会のつながりや支え合いによる教育力の向上や、学校が抱える複雑化・困難化した課題の解決を目指して、「地域学校協働活動¹」を推進
- 今後は、学校と家庭、地域・社会がより相互の連携を深めるための仕組みを構築するとともに、地域の「元気高齢者²」の積極的な活用を図るなどして、「社会総がかり」で子供たちの健やかな成長を支援していくことが重要

(1) 今後 5 か年の施策展開の方向性^⑨

「学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進する。」

【施策の必要性】

- 児童・生徒の基本的な生活習慣、豊かな心、倫理観、社会的なマナー等の基盤を育むためには、学校と家庭が子育てや教育について理解を深め合い、一体となって取組を進めていくことが重要
- 東京都は都市化が進み、地縁が希薄になる中で、社会全体で児童・生徒を見守り、健全育成を推進するためには、学校や地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子育てや教育に取り組む体制を確立することが重要
- 地域においては、学校の様々な教育活動を支援するとともに、児童・生徒が安全に過ごすことができる場、異年齢の友達や異世代の人々と関わり、体験活動や交流活動を行う場、児童・生徒の学びを支援する場などを確保することが必要

【主な施策展開】

- 学校と家庭との連携を図る取組の充実（再掲）
 - ・ 児童・生徒の基本的な生活習慣、他人への思いやりなどの豊かな心などの社会生活を送る上で基盤となる力を育むため、学校と家庭が連携した取組を推進
 - ・ 児童・生徒が抱える様々な課題への対応や、保護者の子育てに対する不安や悩みの相談に応じ

- る「家庭と子供の支援員」を配置
- 「放課後子供教室³」における活動の推進
 - ・ 国の「新・放課後子ども総合プラン⁴」に基づき、福祉保健局と連携して「放課後子供教室」と「学童クラブ⁵」の一体的な実施を推進し、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図る区市町村を支援
- 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（再掲）
 - ・ 地域の高齢者など多様な地域人材を積極的に活用し、児童・生徒に魅力的で多彩な学びを提供するため、地域コーディネーター等を対象とした研修を実施するとともに、先進的な活動事例の情報を収集
 - ・ 中学生等の学習習慣の確立や学力の定着を図ることを目的とする取組を支援し、児童・生徒への学習の機会を充実するとともに、進学を目的とする放課後等の学習を支援
 - ・ 高等学校において、外部人材等を活用した放課後等の学習を支援

（２）今後５か年の施策展開の方向性^⑩

「地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進する。」

【施策の必要性】

- 社会全体で学校教育を支援し、質の高い教育が提供できるようにするため、地域等の外部人材を積極的に活用した教育を推進することが必要
- 児童・生徒の健全育成を推進するために、学校や地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制を構築することが重要

【主な施策展開】

- 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会⁶」の取組の充実
 - ・ 児童・生徒の社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組を充実させ、企業・大学・NPO等が有する教育力を教育活動へ導入・活用
- 「地域学校協働活動」の推進
 - ・ 学校、家庭、地域・社会が連携・協働し、地域全体で児童・生徒の教育を支えるため、地域学校協働活動を推進する「地域学校協働本部」の設置を推進
 - ・ 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」と連携し、地域コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実
 - ・ 学校敷地内への活動拠点の設置など教育支援の人材として参加しやすい環境づくりを通じ、「元気高齢者」をはじめとした地域人材の確保が促進されるよう、区市町村を支援
- 地域と共にある学校づくりの推進
 - ・ 高等学校では、地域の商店街、企業等とのネットワークを整備するため、「地域学校協働本部」と連携・協働する取組を充実することで、地域に貢献し、地域から信頼される学校づくりを推進
 - ・ 高等学校と区市町村教育委員会との連携をより強化し、地域の小学校・中学校と連携・協働した教育活動を実施

(3) 関連する施策展開

「幅広い年代の都民の学習機会を充実するため、社会教育施設の利用者への適切なサービスを提供する。」「文化財に対する保護の必要性や重要性を広く都民に周知する。」

【社会教育の振興】

- 都立図書館におけるサービスの充実
 - ・ オリンピック・パラリンピックの関連情報の多面的な展開や次世代を育成する学校教育への支援、都政における施策推進への支援、誰もが快適に利用できる図書館環境の構築など都立図書館のサービスを充実
- 子供の読書活動の推進
 - ・ 「第三次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、不読率⁷の更なる改善、読書の質の向上及び読書環境の整備に向けた取組を実施
- 体験活動の充実
 - ・ 「東京スポーツ文化館」（区部ユース・プラザ）及び「高尾の森わくわくビレッジ」（多摩地域ユース・プラザ）において、各施設の利用サービスの提供、それぞれの施設の特徴を生かしたユース・スクエア事業、社会教育事業や文化・スポーツ教室を実施

【文化財の保護】

- 適切な文化財の保護施策の実施
 - ・ 区市町村教育委員会や文化財の所有者、都民等の協力を得て、文化財保護をより一層充実するとともに、文化財の公開・活用を図ることにより、文化財の保護に向けた都民への意識啓発

¹ 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を拠点とした持続可能な地域づくり」を目指すために、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

² 65歳以上で介護保険の介護認定を受けておらず、地域活動への参加が可能な方

³ 区市町村を実施主体として、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、全ての子供を対象に安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流等の取組を推進する事業

⁴ 「放課後児童クラブ」の待機児童の早期解消、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした計画（文部科学省・厚生労働省 平成30年9月策定）

⁵ 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童を対象にした遊び及び生活の場

⁶ 子供たちの学校内外の教育活動に、企業、大学、NPO等の専門的な教育力を効果的に導入するためのネットワーク（平成30年12月現在 573の団体・個人が会員）

⁷ 1か月に1冊も本を読まなかった人の割合